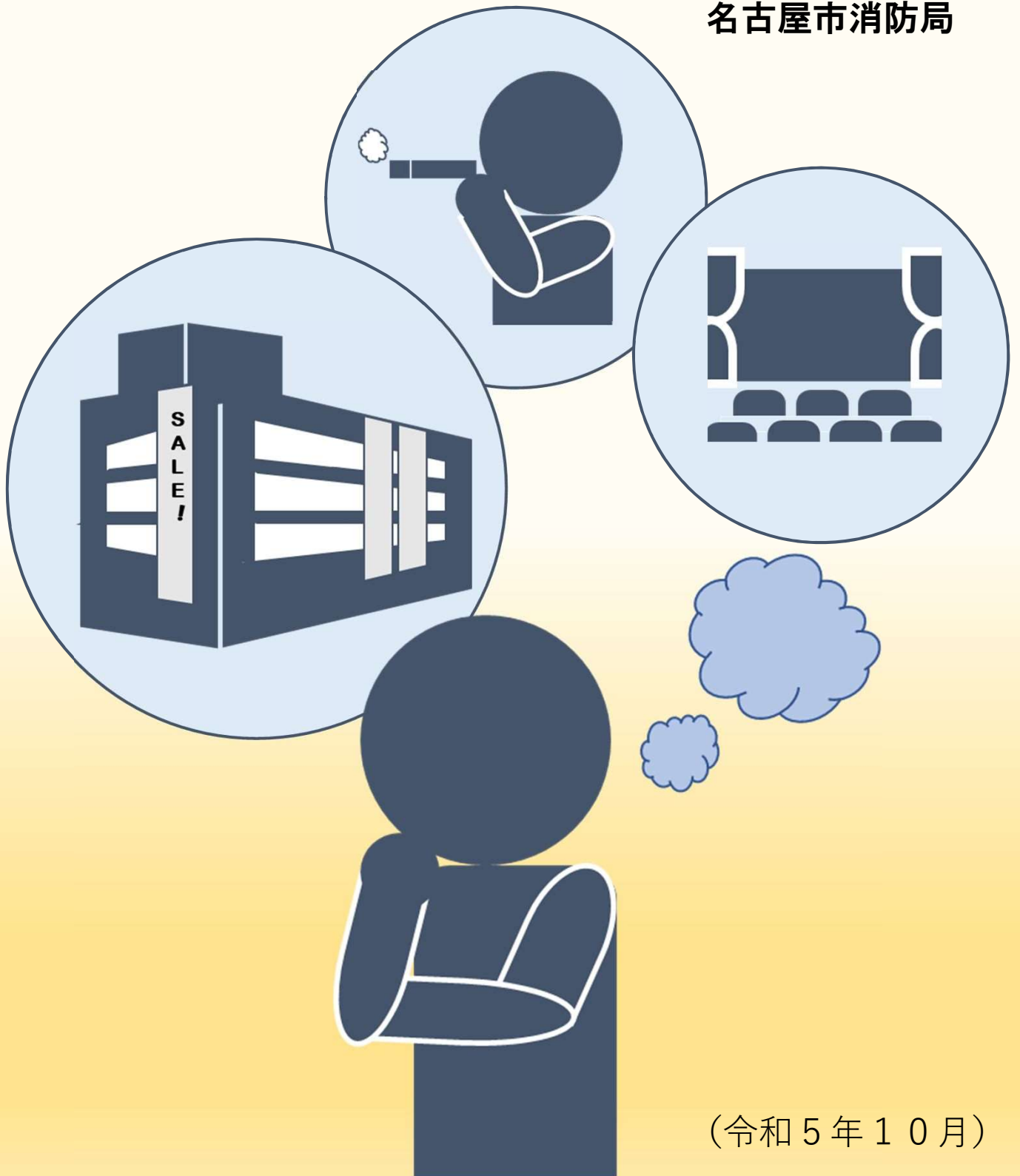


火災予防条例第28条

喫煙・裸火の使用・火災予防上危険な物品 の持込みに関するマニュアル

名古屋市消防局



(令和5年10月)

目次

第1章 規制の概要

第1節 喫煙等禁止行為の規制	1
1-1 規制の背景	1
1-2 禁止行為と解除認定	1
1-3 消防局長が指定する場所（禁止場所）	2
1-4 条例第28条の適用範囲	3
第2節 禁止行為の取扱い	4
2-1 喫煙	4
2-2 裸火の使用	5
2-3 火災予防上危険な物品の持込み	6
第3節 標識の表示	9
3-1 標識の基準	9
3-2 標識と併せて設ける図記号	10
3-3 表示箇所	11
第4節 喫煙所の設置	12
第5節 認定単位の取扱い・算定方法	14
5-1 防火区画	15
5-2 不燃区画	15
5-3 裸火の熱量の算定	16
5-4 火災予防上危険な物品の持込みの算定	17
第6節 禁止行為の静止	18
第7節 解除認定	19
7-1 解除認定の条件	19
7-2 認定期間	19
7-3 申請内容の変更	20

第2章 用途ごとの規制と解除認定の要件

第1節 劇場等・キャバレー等・テレビスタジオにおける規制	
1-1 用語の定義	22
1-2 禁止場所	22
1-3 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）	23
1-4 火災予防上必要な措置	23
1-5 火災予防上必要な措置の解説	25
第2節 百貨店等における規制	26
2-1 用語の定義	26
2-2 禁止場所	26
2-3 売場の捉え方	26
2-4 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）	28
2-5 火災予防上必要な措置	28
2-6 火災予防上必要な措置の詳細	31
第3節 屋内展示場における規制	34
3-1 用語の定義	34
3-2 禁止場所	34
3-3 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）	34
3-4 火災予防上必要な措置	35
3-5 火災予防上必要な措置の詳細	38

第4節	地下街における規制	39
4-1	禁止場所	39
4-2	禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）	39
4-3	火災予防上必要な措置	40
4-4	火災予防上必要な措置の詳細	41
第3章	禁止行為解除に関する申請・審査	
1	申請日	42
2	申請に必要な書類	42
	申請書	43
3	申請書の記載要領等	44
4	審査・実地調査	45
5	申請書副本の保管	45
第4章	関係法令等	
1	火災予防条例	46
2	消防法等施行細則	47
3	火災予防実施規程	48
4	火災予防条例指導基準	49
5	火災予防条例取扱要綱	57
第5章	参考資料	
第1節	火災予防上危険な物品	58
1-1	危険物	58
1-2	可燃性固体・可燃性液体・マッチ（条例 別表第五）	63
1-3	火薬類	64
1-4	可燃性ガス	66
第2節	建築材料・建築構造	67

凡 例

※ この解説に用いる主な関係法令等の略語例は、次のとおりである。

- 法…………… 消防法（昭和23年法律第186号）
- 令…………… 消防法施行令（昭和36年政令37号）
- 条例…………… 火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）
- 細則…………… 消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）
- 実施規程…………… 火災予防実施規程（昭和37年名古屋市消防局告示第3号）
- 指導基準…………… 火災予防条例指導基準（昭和51年甲令達第1号）
- 事務取扱要綱…………… 火災予防条例事務取扱要綱（昭和46年甲令達第17号）
- 建基法…………… 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 建基令…………… 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- 建基省令…………… 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）
- 危政令…………… 危険物の規制に関する政令（昭和24年政令第306号）
- 火取法…………… 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- 火取省令…………… 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）
- 高圧法…………… 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- 高圧令…………… 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）
- 高圧省令…………… 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）

第1章 規制の概要

1 喫煙等禁止行為の規制

劇場、百貨店、屋内展示場、地下街等の火災が発生した場合、特に人命危険が大きい不特定多数の方が出入りする場所のうち、**消防局長が指定する場所**においては、火災発生の防止と火災発生時における急激な延焼拡大を防止するために、「喫煙」「裸火の使用」「火災予防上危険な物品の持込み」が火災予防条例第28条で禁止されています。

P46 関係法令等「1 火災予防条例第28条」第1項

1-1 規制の背景

喫煙や裸火の規制が行われる発端となったのは、昭和33年に発生した東京宝塚劇場の火災です。

火災当日、舞台上では、演劇として建物が放火され炎上する場面が演じられており、火災の実感をだすために、吹きボヤと呼ばれる火の粉を吹きだす道具が使われていました。この吹きボヤの火の粉が背景の幕に燃え移ったため、本物の火災となり、死者3名、負傷者25名を出す惨事となりました。

消火器や屋内消火栓設備による初期消火も行われましたが、10メートル以上の高さの燃焼部には水が届かず効果がありませんでした。

当時、この火災に出動した消防隊は、劇場内の濃煙熱気と内部構造の複雑さで活動が困難であったと語っています。

このような火災の対策として、不特定多数の方が出入りし、混雑する場所においては、喫煙等の行為が禁止されました。



昭和33年3月1日発行「国際文化画報」より

1-2 禁止行為と解除認定

前述のとおり、火災が発生した場合、特に人命危険が大きい不特定多数の方が出入りする場所においては、喫煙等の行為が禁止されていますが、すべての行為を禁止することは、経済・文化・商工業の振興など諸活動面はもとより、市民生活の利便性や経済活動など社会機能の面においても支障をきたすことになるため、条例第28条第1項にはただし書きの規定を設け、消防署長が火災予防上支障がないと認めたときに、当該禁止行為を解除することとしています。これを「解除認定」といいます。

解除認定のためには、事前に、後述する認定の基準に適合していることを申請し、消防署長の認定を受けなければなりません。

1-3 消防局長が指定する場所（禁止場所）

条例第28条第1項の規定により、消防局長が指定する喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持込みが禁止される場所（以下「禁止場所」という。）は、下の表のとおりです。当該規定は、防火管理者の選任を必要とする規模の防火対象物に禁止場所がある場合に限り、適用されます。

P 48 関係法令等「3 火災予防実施規程」第1条

「×」印が禁止される行為

指定場所の用途	禁止行為の種類	喫煙	裸火の使用	火災予防上危険な物品の持込み
劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場	客席	×	×	×
	舞台部	×	×	×
	公衆の出入りする部分	/	/	×
キャバレー、ナイトクラブ、 ダンスホール、飲食店 ※1	舞台部	×	×	×
	公衆の出入りする部分 (飲食店を除く)	/	/	×
百貨店等 ※2	売場	×	×	×
屋内展示場	展示部分	×	×	×
テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	×	×	×
地下街	売場	×	×	/
	展示部分	×	×	/
	地下道	×	×	/

※1

- ・キャバレー……ダンスのできる設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席において客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいいます。
- ・ナイトクラブ…ダンスのできる設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいいます。接待はなし。
- ・ダンスホール…ダンスのできる設備を設けて、客にダンスをさせる施設をいい、ダンス教室もこれに含みますが、日本舞踊やバレエ教室は除きます。

※2 売場の床面積の合計が1,000平方メートル以上の小売店舗を含みます。

用途ごとの規制内容や解除認定の要件は、P21からの第2章を参照してください。



■ 禁止場所以外の場所を一時的に指定場所の用途として使用する場合は？

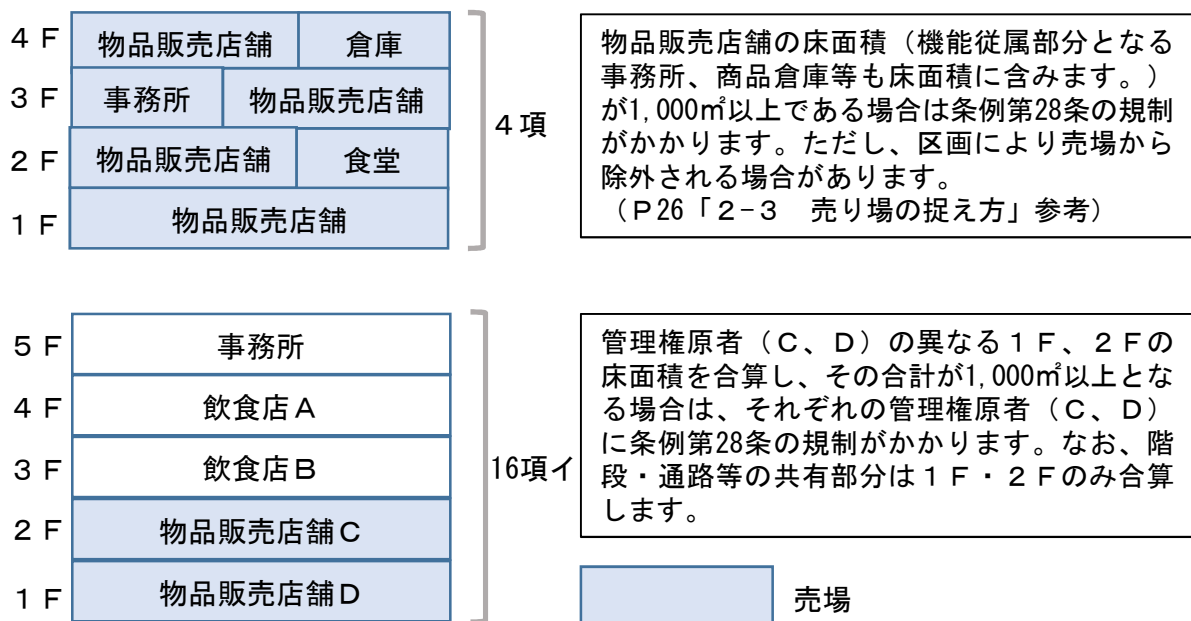
一時的に体育館、講堂、倉庫、神社、教会等を指定場所の用途として使用する場合にも、**条例第28条の規制がかかります**。ホテルの宴会場等については、条例第28条の規制はかかりませんが、法第8条に定める防火管理者の防火管理業務として安全性の確保をお願いします。

P49 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第7

■ 建物の屋上やバルコニーは禁止場所となる？

建物の屋上等に舞台や客席を設けて観覧を行うような場合にも、条例第28条の規制がかかります。ただし、仮設飲食店開設届が提出されている部分は除きます。

■ 売り場面積の捉え方



1-4 条例第28条の適用範囲

喫煙等の行為の禁止は、**不特定多数の方が収容され又は利用している公開時間内若しくは営業時間内に限り適用されます**。しかし、過去の火災事例では、開店前の仕込中、リハーサル中あるいは閉店後の作業中に火災が発生している例が多いことから、適用されない時間帯においても適正な火気管理を行ってください。

- 屋根がある野球場、競馬場、競技場等の施設で**1面以上が開放されているものは**、屋外の観覧場として取り扱い、喫煙等の行為の禁止は適用されません。

P51 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第6-1-2

- 劇場等の客席での宗教的行事、儀式（修了式、卒業式など）又は社交的行事（ディナーパーティー、結婚式の披露宴など）における社会通念上これを禁止することができないと認められる喫煙又は裸火の使用は本条の禁止行為に該当しません。

P51 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第6-3

2 禁止行為の取扱い

P4「1-3 消防局長が指定する場所（禁止場所）」のとおり、禁止場所では**喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持込み**が禁止されており、これらの行為を「**禁止行為**」といます。

2-1 喫煙

喫煙とは、マッチ、ライターなどで点火し喫煙する一連の行為をいいます。

■ 「加熱式たばこ」及び「電子たばこ」の取扱いは次のようになります。

➤ 加熱式たばこ

たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気加熱することで煙を発生させるもの。

⇒ 喫煙として取り扱います。



禁止行為に
該当

➤ 電子たばこ

たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内の液体を電気加熱させ、発生する蒸気を吸入するもの。

⇒ 喫煙として取り扱いません。



禁止行為に
該当しない

■ 禁止行為に該当しない喫煙

条例第28条第3項第2号の規定により設置された喫煙所での喫煙は禁止行為に該当しません。

※ 詳細は「P12 喫煙所の設置」を確認してください。

P46 関係法令等「1 火災予防条例」第28条第5項・第6項
P51 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第5

2-2 裸火の使用

裸火とは、「炎」「火花を発するもの」「発熱部を外部に露出した状態で使用するもの」をいいます。電気機器類であってもこの要件に該当するものは規制の対象となります。

P50 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第3-2

■ 裸火に該当するもの

- 炎を発生させるもの（バーナー、トーチ、ガスレンジ、カセットコンロなど）
- 発熱部を外部に露出した状態で使用するもの（たこ焼き器、ガスフライヤー、石油ストーブなど）
- 電気を熱源とする設備又は器具で、外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、瞬時に着火のおそれがあるもの（発熱部の表面温度がおおむね400度以上のもの）（電気コンロなど）



ガスレンジ



たこ焼き器



電気コンロ

■ 裸火に該当しないもの

- 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気を使用する設備又は器具（以下「**火気使用設備**」という。）で、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する、密閉式燃焼設備器具（FF型など）
- 電気を熱源とする設備又は器具で、発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの（ホットプレート、ヘアードライヤー、電気オーブン、電気フライヤーなど）



FF型ガス機器



電気オーブン



電気フライヤー

2-3 火災予防上危険な物品の持込み

火災発生の原因となり、火災を拡大させる危険性が高い「**火災予防上危険な物品**」を小荷物、商品、展示品等として持ち込む行為をいいます。**行為が臨時的又は常設的のいかんを問わず規制されます。**

P47 関係法令等「2 消防法等施行細則」第9条の2

■ 火災予防上危険な物品に指定されるもの

- 法第2条第7項に規定する危険物（ガソリン、灯油、アルコール、塗料、動植物油など）
- 危政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類（キャンドル、料理用固体燃料など）
- 高圧省令第2条第1号に掲げる可燃性ガス（LPGボンベ、ガスライター、ガスライター補充用ガス容器、カートリッジボンベ、エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など））
- 火取法第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具用煙火（おもちゃ花火）
- マッチ

■ 火災予防上危険な物品から除外されるもの

通常携帯する物品で少量のもの（身体の回りに所持する、ガスライター、マッチ、カイロ、マニキュア、携帯式スプレーなど）

P50 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第3-3

■ その他 裸火の使用と火災予防上危険な物品の持込みが同時に該当する場合

裸火の使用と火災予防上危険な物品の持込みが一体とならなければ業務等を行うことができないものについては、危険度の高い方の禁止行為の解除認定を行います。

「通常携帯する物品で少量のもの」としてガスライター等を除外していますが、これは社会生活に支障をきたすためです。



■ 火災予防上危険な物品の持込みに該当しない行為

火災予防上危険な物品に該当する物品であっても、次表に掲げる場合は、火災予防上危険な物品の持込みから除外されます。

表 火災予防上危険な物品の持込みから除外される行為

	百貨店等の売場において、次に掲げるものを 常設的に 販売する行為
1	(1) 危険物（危険物を含有する化粧品等を含む。）で容器に密閉されたもの（1つの認定単位当たりの数量が、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）
	(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（1つの認定単位当たりの数量が、条例別表第5に定める数量未満に限る。）
	(3) エアゾール製品
	(4) 可燃性ガスで高圧令第2条第3項第8号に規定する高圧法の適用が除外される液化ガスで次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ▶ ガスライター ▶ ガスライターの補充用ガス容器 ▶ エアゾール製品を除いた容器入りの可燃性ガス（1つの認定単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラム以下に限る。）
	(5) がん具用煙火で「SFマーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）」の付されているもの（1つの認定単位当たりの総薬量が5キログラム未満に限る。）
2	車両等を展示する行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）
3	可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品又は美術品等を持ち込む行為
4	動植物油類を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為
5	日常の清掃用にクリーナー等の火災予防上危険な物品を使用する行為
6	日常の手指消毒用に法別表第1に定める第4類アルコール類の危険物（最大容積が500ミリリットル以下の容器に収納にするものに限る。）を使用する行為
7	潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込む行為

P50 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第3-3

「火災予防上危険な物品の持込みから除外される場合でも、火災予防上危険な物品の合計した数量が所定の数量以上（少量危険物取扱所、指定可燃物取扱所又は火薬庫外貯蔵場所などへ保管することが必要となる数量）となる場合は、法、条例又は火取法等の規制がかかることがあります。



■ 季節商品等は「常設的に」販売する行為？

前記の禁止行為に該当しないものとみなされる要件として、「常設的に」販売する行為とありますが、一定期間決まった時期に販売する花火等の販売行為については常設的に販売する行為として取り扱います。

■ 「エアゾール製品」とは？

容器に充てんされた液化ガス又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質（香料、殺虫剤等）を噴霧状等に排出する機構を有する製品のことをいいます。

■ 液化ガス総質量の換算方法は？

液化ガス質量が特定できる場合には、その量で換算し、特定できない場合には、内容量で換算します。

■ 禁止行為に該当しないとみなされる催物は届出は不要？

モーターショーのような催物を行う場合には、禁止行為から除外される行為であっても、条例第69条に定める催物の開催にかかる届出が別途必要となります。

■ ガソリン等以外を燃料とする車両の取扱いは？

水素自動車や電気自動車は、本条例においてはガソリン等を燃料とする車両と同様に取り扱われます。

禁止行為に該当しないとみなされる行為であっても、火災予防上危険な物品の持込み量は**必要最低限**とし、**適正な防火管理**のもと自主管理の徹底に努めなければなりません。

適正な防火管理

- ・防火管理者が選任されている
- ・消防計画が作成されている
- ・消防訓練が実施されている
- ・火気の使用又は取扱いに関する監督 など



3 標識の表示

禁止場所には、建物の関係者、従業員、出入りする業者など、利用者に対し、喫煙等の行為が禁止されていることを周知するために、利用者の見やすい箇所（表示箇所）に「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」の標識を表示しなければなりません。

P46 関係法令等「1 火災予防条例第28条」第2項

3-1 標識の基準

標識の大きさや色、表示文字等については、次のとおりです。

禁止行為等	表示文字等	大きさ		色	
		幅	長さ	地	文字又は図記号
喫煙	「 禁 煙 NO SMOKING 」 注：「禁煙」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格 28210号に適合するものとする。	25 c m 以上	50 c m 以上	赤 記号周囲は白	白 記号は黒、 斜めの帯及び 円形帯は赤
裸火の使用	「 火気厳禁 NO OPEN FLAME 」 注：「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格 28210号に適合するものとする。				
火災予防上 危険な物品 の持込み	「 危険物品持込み厳禁 NO DANGEROUS GOODS 」			赤	白
喫煙所	「 喫煙所 SMOKING AREA 」 注1：「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格 28210に適合するものとする。 注2：健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識をもって、喫煙所である旨の表示に代えることができる。	30 c m 以上	10 c m 以上	白	黒
喫煙 裸火の使用 火災予防上 危険な物品 の持込み	禁 煙 NO SMOKING 火気厳禁 NO OPEN FLAME 危険物品持込み厳禁 NO DANGEROUS GOODS	25 c m 以上	50 c m 以上	赤 記号周囲は白	白 記号は黒、 斜めの帯及び 円形帯は赤

■ 備考

P47 関係法令等「2 消防法等施行細則」第17条

- 表文字の配列は適宜調整してください。
- 文字又は図記号の大きさは、その標識に対応する大きさとしてください。
- 「喫煙」「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」を合わせて1つの標識とすることが認められます。大きさは全体で幅25cm以上、長さ50cm以上としてください。

3-2 標識と併せて設ける図記号

標識と併せて設ける図記号は国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければいけません。各図記号については次の表を確認してください。

※ 令和5年10月10日に標識の図記号が改正されました。

禁煙表示			
新標識 国際標準化機構が定めた規格 (ISO 7010号)	新標識 日本産業規格 (JIS Z8210)	旧標識	
			
火気厳禁表示			
新標識 国際標準化機構が定めた規格 (ISO 7010号)	新標識 日本産業規格 (JIS Z8210)	旧標識	
			
喫煙所標識			
新標識 国際標準化機構が 定めた規格 (ISO 7001号)	新標識 日本産業規格 (JIS Z8210)	新標識 健康増進法 (喫煙専用室標識)	旧標識
			

■ 備考

- 喫煙所標識については、健康増進法に定める喫煙専用室標識に代えることもできます。
- 令和5年10月10日より前に設置された旧標識は、引き続き使用できます。

3-3 表示箇所

表示箇所は次のとおりです。

種別	禁止場所	表示箇所
禁煙	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の舞台部	当該場所の出入口及び見やすい位置
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の舞台部	
	テレビスタジオの撮影用のセットを設ける部分	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の客席	舞台の側壁、柱等の客席のすべての部分から見やすい位置 中央部の催し物を見る客席にあつては、規模、形態に応じた見やすい位置
	百貨店の売場	当該売場の出入口、階段、エレベーター、エスカレーター等の昇降口付近の見やすい位置
	展示場の展示部分	出入口及びその他展示場の規模、形態に応じた見やすい位置
	地下街の売場、展示部分及び地下道	当該地下街の出入口及びその他地下街の規模、形態に応じた見やすい位置
火気厳禁	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の舞台部	当該場所の出入口及び見やすい位置
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の舞台部	
	テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の客席	当該地下街の出入口及びその他地下街の規模、形態に応じた見やすい位置
	百貨店の売場及び展示場の展示部分	
	地下街の売場、展示部分及び地下道	
危険物品の持込厳禁	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂並びに集会場の舞台部、客席及び公衆の出入する部分	当該場所又は防火対象物の出入口等の見やすい位置
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の舞台部	
	キャバレー、ナイトクラブ及びダンスホールの公衆の出入する部分	
	百貨店の売場及び展示場の展示部分	
	テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分	

※ 百貨店等の出入口には、「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」の標識を設置すること。

※ 標識の設置個数については、当該指定場所の規模及び形態に応じた数とすること。

※ 葬儀場等の客席・禁煙の表示については、公衆が出入りする見やすい位置（エレベーターホール等）とすることができる。

P51 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第4

4 喫煙所の設置

P2 「1-3 消防局長が指定する場所（禁止場所）」を有する建物の関係者は、建物内における喫煙を全面的に禁止とするか、建物の一部に基準に適合する喫煙所を設けるかを選択し、それぞれ**必要な措置**を講ずる必要があります。

■ 必要な措置

全面的に喫煙が禁止されている場合	左記以外の場合
<ul style="list-style-type: none"> 全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置 その他消防局長が火災予防上必要と認める措置 	<ul style="list-style-type: none"> 適当な数の吸がら容器を備えた喫煙所の設置 喫煙所である旨の表示

P46 関係法令等「1 火災予防条例」第28条第3項

■ 喫煙所の基準

- 喫煙所に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）とすること。
- 床の仕上げは、可燃性の材料以外のものとすること。
- 喫煙所には、喫煙に必要なもの以外は設置しないこと。
- 吸がら容器は、不燃性で容易に転倒しないものとすること。
- 喫煙所である旨の表示はP11のとおり。ただし、**健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する「喫煙専用室標識」**を掲示する場合には、喫煙所である旨を表示しないことができる。
- 建物内における喫煙が全面的に禁止されていない場合、喫煙所を階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために**消防局長が火災予防上必要と認める措置**を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防署長が当該**喫煙所の利用状況等**から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

P46 関係法令等「1 火災予防条例」第28条第5項・第6項
P51 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第5

■ 消防局長が火災予防上必要と認める措置とは？

- 入口等の見やすい箇所に喫煙を禁止する旨の表示（P13参照）を行うこと。
- 定期的な館内の巡視を実施すること。
- 必要に応じて、喫煙が禁止されている旨の館内放送を実施すること。

上記の措置を講じる場合は、あらかじめその措置を「消防計画」に明示しなければなりません。



P48 関係法令等「3 火災予防実施規程」第1条の2

■ 喫煙所の利用状況等とは？

一部の階において全面的に喫煙が禁止されていること等をいいます。

建物内に喫煙所が見つからない場合、建物周囲に「たばこのポイ捨て」をされることがあります。建物内に喫煙場所がある場合には、喫煙場所を分かりやすく表示する等、配慮してください。

また、施設管理者は、建物周囲等を定期的に巡視を行うことが重要です。



P48 関係法令等「3 火災予防実施規程」第1条の2

■ 健康増進法第33条第2項に規定する「喫煙専用室標識」とは？

主に次の標識が該当します。

喫煙専用室



加熱式たばこ喫煙専用室

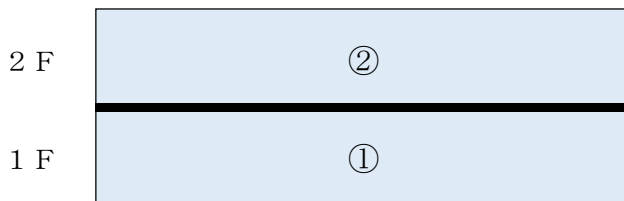


5 認定単位の取扱い・算定方法

解除認定の基準では、建物の禁止場所ごとを1つの「認定単位」として取り扱います。ただし、火気使用設備の熱源入力値や火災予防上危険な物品の持込み量の合算については、**階**、**防火区画**又は**不燃区画**（不燃区画にあっては、熱源入力値に限る。）された部分ごとに適用されます。

P52 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第8

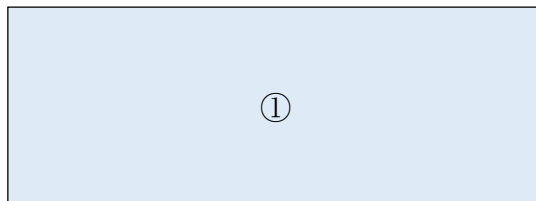
■ 階の取扱い



①、②の部分ごとに適用する。

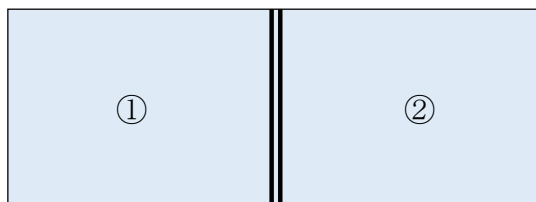
■ 区画の取扱い

1 区画がない場合



① 階の部分で適用する。

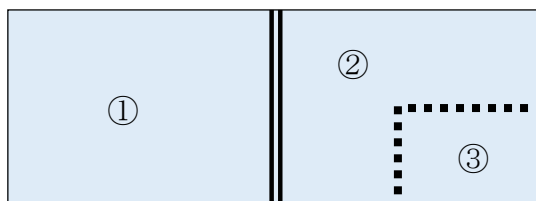
2 区画がある場合



==== 防火区画

①、②の部分ごとに適用する。

3 火気使用設備の熱源入力



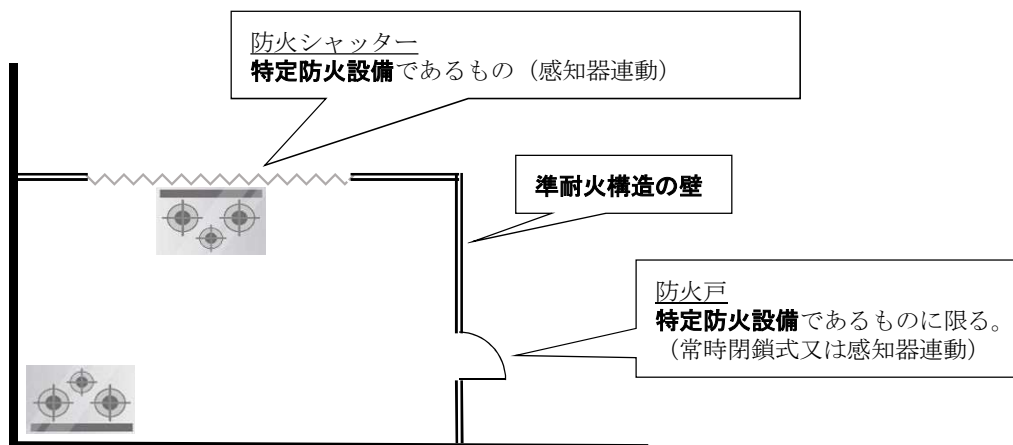
==== 防火区画

..... 不燃区画

①、②、③の部分ごとに適用する。

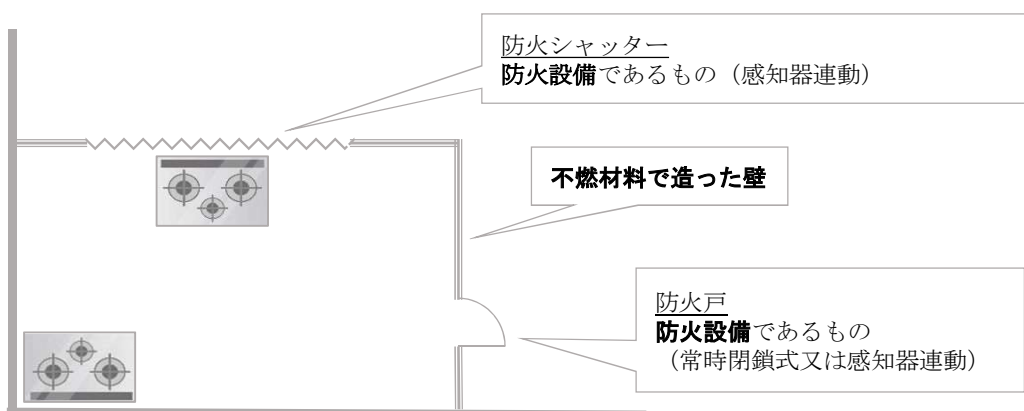
5-1 防火区画

建基令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は**特定防火設備**である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいいます。



5-2 不燃区画

不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいいます。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建基法第2条第9号の2口に規定する**防火設備**で、常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいいます。



5-3 裸火の熱量の算定

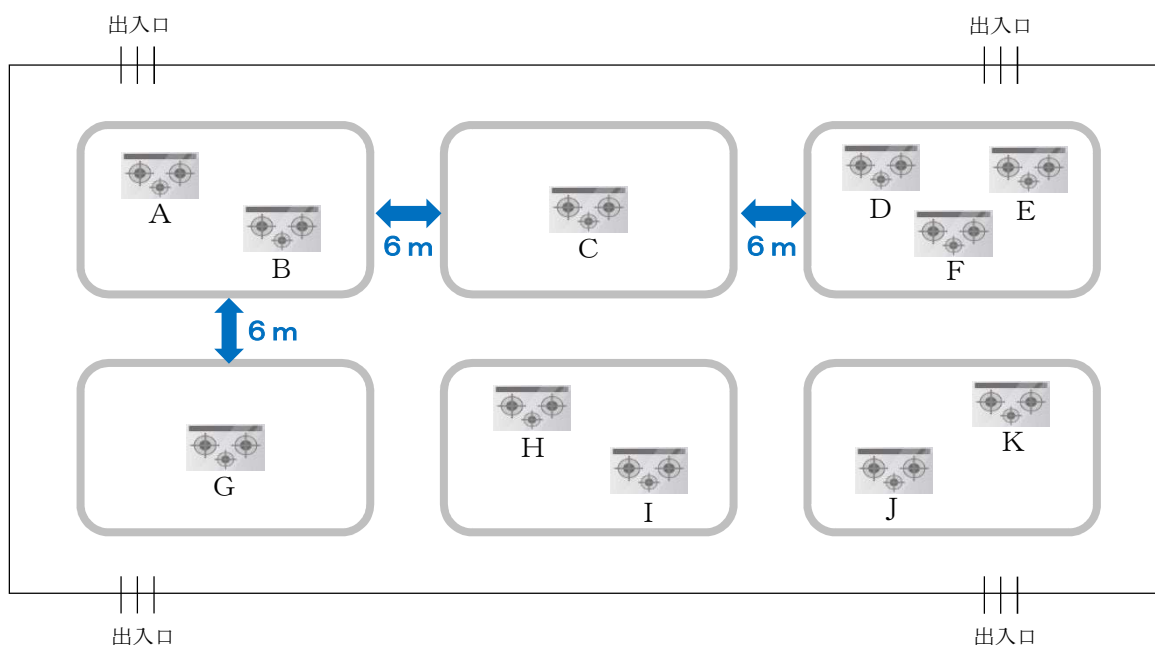
■ 区画による除外

裸火の熱量の算定にあたり、裸火を使用する場所が不燃区画又は防火区画されている場合は、総量規制の対象から除外することができます。ただし、区画内の火気を使用する設備・器具は1個につき**入力70キロワット以下**とし、合算したものが**175キロワット以下**であることが条件となります。

■ 大規模屋内展示場における算定

大規模な多目的屋内展示場に限り、**有効幅員が6m以上の主要避難通路**で区域を分割することで、各区域ごとの火気を使用する設備・器具の入力の合計を**175キロワット以下**とすることが認められます。

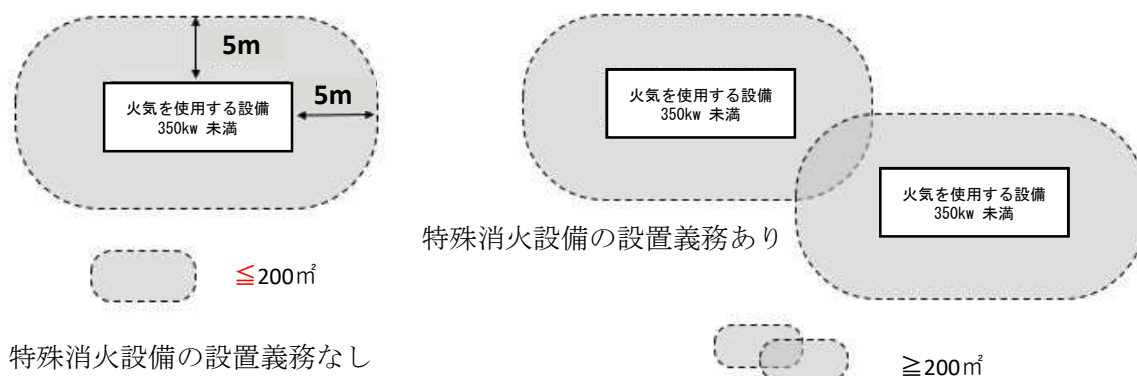
※ 大規模屋内展示場の展示部分・・・展示部分の床面積が3,000平方メートル以上のもの



A+B、C、D+E+F、G、H+I、J+Kはそれぞれ合計して175キロワット以下とすること。

※ 令第13条により、最大消費熱量が350キロワット以上の多量の火気を使用する部分で、床面積が200平方メートル以上のものについては、不活性ガス消火設備等の特殊消火設備の設置が必要となりますのでご注意ください。

〔火気を使用する設備の床面積算定方法〕



5-4 火災予防上危険な物品の持込みの算定

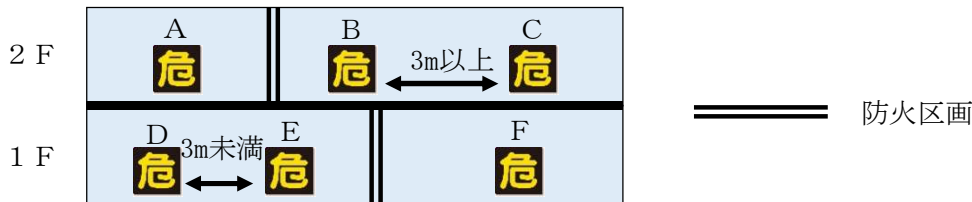
火災予防上危険な物品は種別ごとに算定し、合算はしないものとして取り扱います。

■ 容器に密閉されたもの以外の危険物



- 建物全体の算定数量の和（A + B + C + D + E + F）は**指定数量未満**とする。
- A～Fはそれぞれ**指定数量の5分の1未満**とする。
- B + C、D + Eは離隔距離に関わらずその和を**指定数量の5分の1未満**とする。

■ 百貨店等の売場又は屋内展示場の展示部分において、容器に密閉された危険物である商品を販売し、又は展示する場合



- 建物全体の算定数量の和（A + B + C + D + E + F）は**指定数量未満**とする。
- A～Fはそれぞれ**指定数量の5分の1未満**とする。
- BとCの離隔距離は3m以上であるため、その和を指定数量の5分の1以上とすることができる。
- DとEの離隔距離は3m未満であるため、その和を指定数量の5分の1未満とする。

【百貨店等の売場に持ち込むことのできる火災予防上危険な物品】

火災予防上危険な物品の種別		数量	算定方法	付加条件
がん具用煙火		5kg未満	階又は防火区画	なし
可燃性ガス		20kgに相当する個数未満		
危険物	容器に密閉された商品	指定数量未満		1 建物全体においても指定数量未満とする。 2 各集積（売場）は指定数量の5分の1未満とする。 （集積単位の離隔距離が3m以内にあるものは、1の集積単位として取り扱う。） 3 同一商品を2以上の売場に置く場合は、当該商品を合算した和を指定数量の5分の1未満とする。
	上記以外の危険物	指定数量の5分の1未満		建物全体で指定数量未満とする。
可燃性固体類 可燃性液体類 マッチ		条例別表第5に掲げる数量未満	建物全体においても条例別表第5に掲げる数量未満とする。	

※ 算定方法は劇場等や屋内展示場においても準用されます。

6 禁止行為の制止

禁止場所の**関係者**は、当該場所で禁止されている行為を行おうとしている人や行っている人がいる場合には、これを**制止すること**が条例で義務付けられています。

P46 関係法令等「1 火災予防条例」第28条第6項

■ 関係者とは？

関係者とは、建物の所有者、管理者及び占有者を指しますが、実際に制止にあたるのは使用人、従業員等が一般的です。

■ 制止とは？

制止とは、禁止行為を行っている人に対し、当該行為を行ってはならないことを告げ、又は適法な場所で行うよう告げることであり、実力を持って禁止行為を阻止することではありません。

制止の方法としては、禁止行為を行っている人に対し、直接口頭により告げる以外にも、店内放送等を通じて包括的に行うことが認められます。

事前の予防措置として定期的に店内放送等を通して利用者に禁止行為に関する広報を行いましょ。

7 解除認定

禁止行為を行うためには、当該行為について事前に申請し、消防署長から特に行為の必要があり、火災予防上支障がないものとする認定を受けなければなりません。これを「**解除認定**」といいます。

解除認定の手続きについては、P42第3章をご覧ください。

7-1 解除認定の条件

解除認定は、本来、禁止場所として指定された場所での禁止行為を認められることとなりますので、その行為によって生じる危険性に見合う安全確保のための措置が講じられていなければ認められません。

解除認定の条件として、次のすべての事項に該当する必要があります。

- 1 解除の申請に係る禁止行為の態様、禁止場所の位置及び構造、火気を使用する設備及び器具、火災予防上危険な物品を収納するための容器等が**法令その他防火に関する規定に適合していること。**
- 2 申請する禁止行為を行う理由・目的が、他の方法又は他の場所では十分な目的を達せられないと認められ、かつ、禁止行為及び禁止場所ごとに**指定する理由・目的に該当すること。**
- 3 消防署長が火災予防上支障がないと認めるため、禁止行為及び禁止場所ごとに**指定する火災予防上必要な措置を行っていること。**

P52 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第9

解除認定は、当該行為の他、禁止場所の状況、消防用設備等の状況等から総合的に審査することから、他の建物で認定された行為であっても認定されるとは限りません。



7-2 認定期間

禁止行為の解除の認定期間は、消防署長が当該行為を行うのに必要であると認める期間で、最長で1年間となります。ただし、百貨店等の食料加工販売店舗における火気使用設備及び火気使用場所等、認定を申請する行為の内容に変更がないものについては、申請の手続きを省略し、解除認定を継続することができます。

P55 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第10

7-3 申請内容の変更

認定後、申請の内容に次のような変更があった場合には、改めて解除認定の申請を行ってください。

- 申請者の変更
- 行為者の変更
- 火気を使用する設備等の変更
- 建物の禁止行為に関わる部分の区画等の変更
- 火災予防上危険な物品の持込みに係る種類・数量の変更

変更の内容によっては、レイアウトの変更や火気を使用する場所の区画及び設備の改修等が必要となる場合があります。

レイアウトの変更や設備の改修を行う場合は、必ず事前に所轄消防署へご相談ください。



第2章 用途ごとの規制と解除認定の要件

P4「1-3 消防局長が指定する場所（禁止場所）」のとおり、禁止場所によって禁止される行為が異なります。この禁止される行為を行う必要がある場合には、P20「7 解除認定」により、事前に禁止を解除する申請を行い、消防署長の認定を受けなければなりません。

この章では、次の用途ごとに解除認定の要件である、禁止行為を行う理由・目的、火災予防上必要な措置をまとめておりますので、該当項目について確認してください。

- 1 劇場等・キャバレー等・テレビスタジオ（P22～P25）
- 2 百貨店等（P26～P33）
- 3 屋内展示場（P34～P38）
- 4 地下街（P39～P41）

解除認定は、解除の申請に係る禁止行為の態様、禁止場所の位置及び構造、火気を使用する設備及び器具、火災予防上危険な物品を収納するための容器等が**法令その他防火に関する規定に適合していることが前提条件となります。**



1 劇場等・キャバレー等・テレビスタジオにおける規制

1-1 用語の定義

■ 劇場等

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場など、客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツなど各種の興行を行う場所をいいます。ただし、住宅団地の集会場やコミュニティーセンター等の主に地域住民が利用するものは除外されます。

■ キャバレー等

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店をいいます。

■ テレビスタジオ

撮影用セットを設けるテレビスタジオをいいます。

1-2 禁止場所

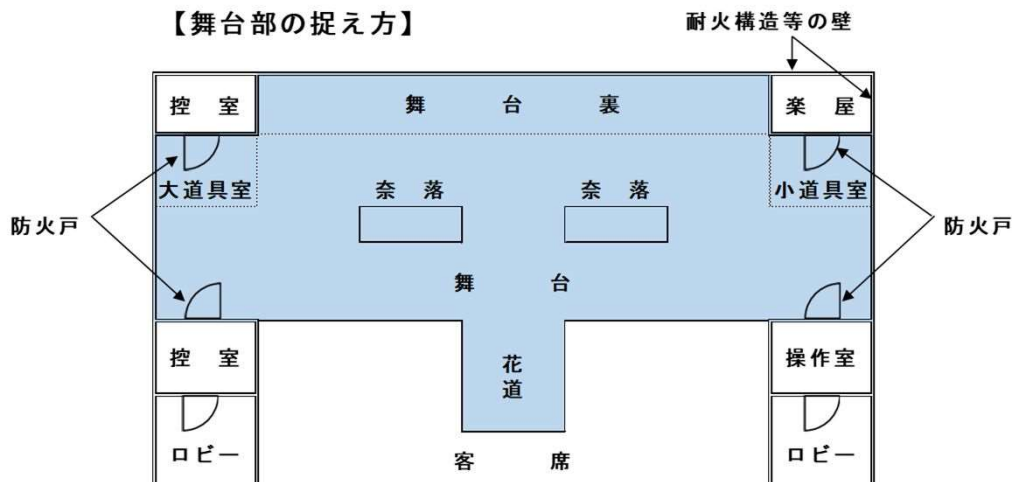
禁止場所と禁止される行為は次の表のとおりです。

禁止場所	禁止行為	喫煙	裸火の使用	火災予防上危険な物品の持込み
劇場等	客席	×	×	×
	舞台部※	×	×	×
	公衆の出入りする部分	/	/	×
キャバレー等	舞台部	×	×	×
	公衆の出入りする部分 (飲食店を除く)	/	/	×
テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	×	×	×

※ 劇場等の舞台部とは？

舞台だけではなく、舞台と一体をなす舞台裏・舞台の奈落・大道具室・小道具室・楽屋・出演者控室・花道等を同一視した広い範囲が規制されます。ただし、これらの部分が舞台と耐火構造又は下地を不燃材料とした耐火構造以外の壁で区画され、開口部に防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）が設けられている場合は、当該部分は規制の対象外となります。

【舞台部の捉え方】



■ で示す部分が、舞台部として規制の対象となります。

1-3 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）

解除認定を受けるためには、各禁止行為を行う理由・目的が、次の表の内容に適合していなければなりません。

禁止行為	適合	理由・目的
喫煙	<input type="checkbox"/>	演劇等における表現上不可欠な演技のため
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	演劇等における演出のため
	<input type="checkbox"/>	演劇の公開リハーサル等のため
火災予防上 危険な物品の 持込み	<input type="checkbox"/>	演劇等における演出のため
	<input type="checkbox"/>	演劇の公開リハーサル等のため
	<input type="checkbox"/>	テレビスタジオにおける料理番組等の制作のため

1-4 火災予防上必要な措置

解除認定を受けるためには、火災予防上必要な措置を講じなければなりません。次の表の共通事項及び申請する行為に該当する事項を確認し、必要な措置を講じてください。

禁止行為	該当	整理 番号	必要な措置
共通	<input type="checkbox"/>	1-1	防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。
	<input type="checkbox"/>	1-2	防火上必要な点検、整備又は清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。
	<input type="checkbox"/>	1-3	消火器具（能力単位の合計が2以上のものをいう。）が付加設置されていること。ただし、禁止行為が行われる場所から5メートル以内に消火器具が設置されている場合はこの限りでない。
喫煙	<input type="checkbox"/>	2-1	舞台部には、吸いながら容器（水が入ったものに限る。以下同じ。）が設けられていること。
	<input type="checkbox"/>	2-2	火災予防上危険な物品の持込みがされていないこと。
	<input type="checkbox"/>	2-3	不要な可燃物と離隔されていること。
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	3-1	【煙火を消費する場合】 煙火は固定して消費すること。
	<input type="checkbox"/>	3-2	【煙火を消費する場合】 飛散した火花が燃えつきるものであること。
	<input type="checkbox"/>	3-3	【煙火を消費する場合】 火花の飛散範囲は、2メートル以内であること。
	<input type="checkbox"/>	3-4	【煙火を消費する場合】 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートルの床面は防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。
	<input type="checkbox"/>	3-5	【煙火を消費する場合】 火花の飛散範囲から6メートル（安全措置を講じた花道等で煙火を消費する場合は4メートル）以内に観客がいないこと。

禁止行為	該当	整理番号	必要な措置
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	3-6	【スパークラーの場合】 火花の飛散範囲は、最大となる高さが5メートル以内であること。
	<input type="checkbox"/>	3-7	【スパークラーの場合】 火花の飛散範囲内の床面は防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。
	<input type="checkbox"/>	3-8	【スパークラーの場合】 火花の飛散範囲から1メートル以内に観客がいないこと。
	<input type="checkbox"/>	3-9	炎が著しく伸長し、又は拡大しないこと。
	<input type="checkbox"/>	3-10	気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、容易に補給路を遮断できる構造であること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を階（防火区画されるものにあつては、当該防火区画とする。）ごとに合算したものが175キロワット以下であること。
	<input type="checkbox"/>	3-11	固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。
	<input type="checkbox"/>	3-12	裸火の付近に不用な可燃物を置かないこと。
火災予防上 危険な物品の 持込み	<input type="checkbox"/>	4-1	保管する場所は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れること。
	<input type="checkbox"/>	4-2	火災予防上危険な物品の持込み場所は、出入口及び階段等から3メートル以上離れていること。ただし、耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	4-3	火災予防上危険な物品の持込み場所は、火気使用場所から5メートル以上離れていること。ただし、不燃区画されたものは、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	4-4	危険物については、指定数量の5分の1未満の数量とすること。
	<input type="checkbox"/>	4-5	可燃性固体類又は可燃性液体類（以下、「可燃性固体類等」という。）若しくはマッチについては、条例別表第5に定める数量未満とすること。
	<input type="checkbox"/>	4-6	濃煙又は濃霧を出す器具で、引火性物品を使用するものは、引火に対して保安距離を十分確保させるとともに、濃煙又は濃霧が霧散するまでは裸火を使用しないこと。
	<input type="checkbox"/>	4-7	火薬、爆薬の消費については1公演の使用につき次の個数以下であること。 0.1グラム以下のものは50個 0.1グラムを超え、15グラム以下のものは10個
<input type="checkbox"/>	4-8	可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量の合計が5キログラム未満であること。	

1-5 火災予防上必要な措置の解説

■ 整理番号 1-1 「防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。」

自衛消防隊の編成表など、直ちに事故に対処できる体制が講じられていることを表す資料を申請書に添付してください。

イベント運営会社等の建物関係者以外の方が禁止行為を行う場合には、相互間で連絡体制の確認や合同での消防訓練を行いましょう。

■ 整理番号 3-4 「防火性能を有する材料」とは？

床面の養生は「不燃シート」「準不燃材料」「当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できた難燃材料」を使用してください。

※ 工事用シートはJISA1323に適合するものであれば使用可能です。

■ 整理番号 3-6～3-8 「スパークラー」とは？

チタン合金粉末を用いて火花を噴出させる演出用機器です。

火薬を用いる機器と比べて危険性が低いことから、煙火を消費する場合よりも観客との間に必要とされる距離が短くなります。

※ 使用される混合粉末は非危険物であるものに限ります。

■ 無観客ライブや無観客のプロモーションビデオ撮影は禁止行為に該当する？

無観客ライブなど、観客を動員せずに行われる行為については禁止行為には該当しません。しかし、多数のスタッフの配置が見込まれますので、適正な防火管理をお願いします。

■ スモークマシンの規制について

スモークマシンは、舞台などにおいて演出効果を高めるため、発煙剤を加熱、加圧し、空気中に放出することにより人工的に煙や霧を発生させる機器です。使用する場合は下記事項を必ず確認してください。

- 発煙剤に危険物が含まれており、火災予防上危険な物品に該当する場合は、禁止行為解除の申請を行ってください。
- 使用する発煙剤が火災予防上危険な物品に該当するかどうかは、発煙剤の仕様書を確認してください。不明の場合は、販売業者や製造メーカーに問い合わせ確認してください。
- スモークマシンの使用場所に自動火災報知設備の煙感知器等が設置されていた場合、誤作動を起こす可能性がありますので、事前に確認してください。

スパークラー



スモークマシン



2 百貨店等における規制

2-1 用語の定義

■ 百貨店等

百貨店又は売場の床面積の合計が1,000平方メートル以上の小売店舗をいいます。

2-2 禁止場所

百貨店等においては、「売場」が禁止場所に指定されており、**喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持込みの全てが禁止されます。**

2-3 売場の捉え方

百貨店等における売場とは、商品陳列場所に加え、階段、エレベーター、エスカレーター、通路等、売場の延長とみなされる全ての部分がこれに該当します。ただし、次の部分は売場から除外されます。

- 防火区画された公衆に飲食を提供する部分で、**物品の販売宣伝等を行わない部分**
- 事務所、美容室、商品ストック場等で、**天井まで達する間仕切り壁及び扉**により区画されている部分
- **食料加工品店舗で防火区画された部分**（200平方メートル未満ごとに区画し、従業員のみが使用する部分に限る。）

■ 物品の販売宣伝等を行わない部分とは？

ファストフード店のテイクアウト等については、物品の販売宣伝等を伴わない部分に該当します。

■ 天井まで達する間仕切り壁及び扉とは？

特に防火性能を必要とするものではありません。

なお、バックヤード等については、スイングドアの使用も認められます。

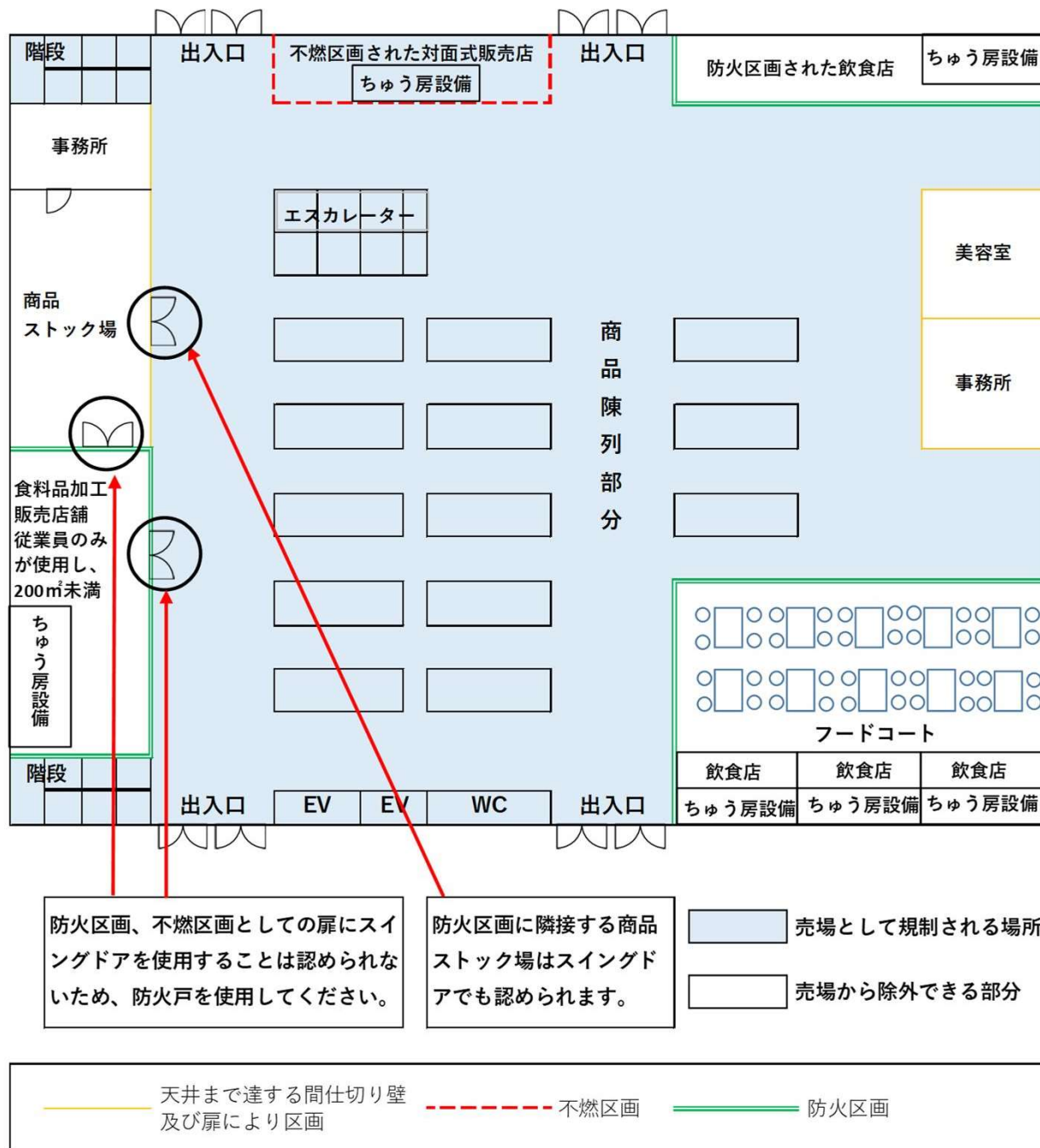
■ 食料加工品店舗で防火区画された部分とは？

200平方メートル以上で防火区画された場合は売り場に含まれます。

■ ガーデン式飲食店について

ガーデン式飲食店（ビヤガーデン等）は売り場として取り扱われます。ただし、防火区画されたちゅう房部分は除かれます。

■百貨店等における売場の例



「防火区画」と「不燃区画」の詳細についてはP15をご確認ください。



2-4 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）

解除認定を受けるためには、各禁止行為を行う理由・目的が、次の表の内容に適合していなければなりません。

禁止行為	適合	理由・目的
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は調理のため
	<input type="checkbox"/>	暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため
火災予防上危険な物品の持込み	<input type="checkbox"/>	医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料、家庭用溶剤、工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類の販売又は展示のため
	<input type="checkbox"/>	実技体験、講習又は生業として、危険物又は可燃性固体類を使用した、皮革製品、がん具手芸品等の補修、製作又は加工等のため
	<input type="checkbox"/>	タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械の展示又は販売のため
	<input type="checkbox"/>	暖房器具又はガスこんろ本体の実演に必要な灯油又は液化石油ガスの消費のため
	<input type="checkbox"/>	販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため

2-5 火災予防上必要な措置

解除認定を受けるためには、火災予防上必要な措置を講じなければなりません。次の表の共通事項及び申請する行為に該当する事項を確認し、必要な措置を講じてください。

禁止行為	該当	整理番号	必要な措置
共通	<input type="checkbox"/>	1-1	防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。
	<input type="checkbox"/>	1-2	防火上必要な点検、整備又は清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。
	<input type="checkbox"/>	1-3	消火器具（能力単位の合計が2以上のものをいう。以下同じ。）が付加設置されていること。ただし、禁止行為が行われる場所から5メートル以内に消火器具が設置されていればこの限りでない。
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	2-1	火気使用場所（火気使用設備の据付場所及び火気使用設備を操作するのに必要な場所をいう。）は、耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったもの又は耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）の壁に面していること。ただし、 <u>臨時的に催物等で実演販売を行う場合又は不燃区画されたものは、この限りでない。</u>
	<input type="checkbox"/>	2-2	裸火の使用は、出入口及び階段等並びに火災予防上危険な物品の持込み場所から5メートル以上離れていること。ただし、 <u>不燃材料によって防火上有効に遮へいされた場合は、この限りでない。</u>

禁止行為	該当	整理番号	必要な措置
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	2-3	火気使用設備の周囲2メートル以内に可燃物（当該場所で使用されるものを除く。）がある場合は、 <u>不燃材料によって防火上有効に遮へい</u> されていること。
	<input type="checkbox"/>	2-4	気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき <input type="checkbox"/> 70キロワット以下とし、ガス漏れ警報器を設置すること。この場合にあっては、設備又は器具の入力を階（防火区画又は不燃区画されたものは当該区画とする。以下2-6において同じ。）ごとに合算したものが175キロワット以下であること。ただし、暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため使用する器具（液化石油ガス容器を持ち込んで使用するものに限る。）は、1個につき入力12キロワット以下とし、階ごとに合算したものが36キロワット以下であること。
	<input type="checkbox"/>	2-5	灯油を使用する暖房器具は、1個につき入力7キロワット以下とし、階ごとに合算したものが21キロワット以下であること。
	<input type="checkbox"/>	2-6	固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。
	<input type="checkbox"/>	2-7	危険物又は可燃性固体類等を煮沸して食料品加工を行う場合は、不燃性のフード及び排気用ダクトが屋外に通ずるよう設けられていること。ただし、臨時に行う場合においてレンジ用 <input type="checkbox"/> 簡易自動消火装置が設けられるときは、この限りでない。
火災予防上危険な物品の持込み	<input type="checkbox"/>	3-1	保管する場所は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れること。
	<input type="checkbox"/>	3-2	火災予防上危険な物品の持込み場所は、出入口及び階段等から3メートル以上離れていること。ただし、耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	3-3	火災予防上危険な物品の持込み場所は、火気使用場所から5メートル以上離れていること。ただし、不燃区画されたものは、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	3-4	危険物については、指定数量の5分の1未満の数量とすること。ただし、容器等に密閉された危険物である商品を販売し、又は展示する場合は、認定単位内の算定数量の和を指定数量未満とすることができる。この場合、危険物が一箇所に指定数量の5分の1以上集積されることのないよう、3メートル以上離隔距離をとって配置すること。 ※ 同一商品を2以上の売場に置く場合は、当該商品を合算した和を指定数量の5分の1未満とすること。
	<input type="checkbox"/>	3-5	可燃性固体類等又はマッチについては、条例別表第5に定める数量未満とすること。
	<input type="checkbox"/>	3-6	地震時における収納庫、ショーウィンドー、棚等の転落防止措置及び火災予防上危険な物品の落下防止措置がされていること。
	<input type="checkbox"/>	3-7	燃料タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械は、原則稼働させないこと。ただし、車両を停止した状態におけるエンジンの稼働等、展示を行う上で必要かつ安全上支障のない行為を行う場合にあっては、周囲に2メートル以上の空間が確保されていること。

禁止行為	該当	整理番号	必要な措置
火災予防上 危険な物品の 持込み	<input type="checkbox"/>	3-8	暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため持ち込む液化石油ガス容器を不燃材料で区画した場合、並びに、灯油を使用する暖房器具で火気使用場所（暖房器具又はガスこんろに限る。）から2メートル以上離れている場合は、火災予防上危険な物品の持込み場所から火気使用場所までの距離を5メートル以下とすることができる。
	<input type="checkbox"/>	3-9	暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため持ち込む液化石油ガス容器については、 <u>ガス総質量の合計を5キログラム未満とし、かつ、1容器あたり内容積を5リットル以下にする</u> とともに、ガスホースは、外圧によりつぶれない構造で、外した場合には、ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。
	<input type="checkbox"/>	3-10	危険物、可燃性固体類等を煮沸して食料加工を行う場合の火気使用場所（火気使用設備の据付場所及び火気使用設備を操作するのに必要な場所をいう。）は、耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったもの又は耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）の壁に面していること。ただし、臨時的に催物等で実演販売を行う場合又は不燃区画されたものは、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	3-11	危険物又は可燃性固体類等を煮沸して食料品加工を行う場合は、不燃性のフード及び排気用ダクトが屋外に通ずるよう設けられていること。ただし、臨時に行う場合においてレンジ用 <u>簡易自動消火装置</u> が設けられるときは、この限りでない。

2-6 火災予防上必要な措置の詳細

■ 整理番号 2-1 「臨時的に催物等で実演販売を行う場合」とは？

火気使用場所は壁に面していることが原則ですが、臨時的に催物や販売店舗で実演販売を行う場合又は不燃区画されたものは壁に接することを要しません。

- (例) 1 暖房器具又はガスコンロ本体の販売等
2 臨時的に行われる催物、たこ焼き又はお好み焼き等の実演販売

常設的なたこ焼き又はお好み焼きなどの店舗で火気使用場所が壁に接しないで対面販売等をする場合は、「不燃区画」とする必要があります。 ※「不燃区画」はP15参照

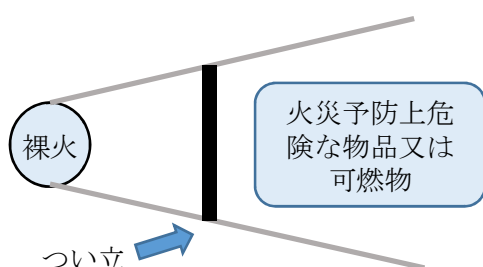


■ 整理番号 2-2、2-3 「不燃材料によって防火上有効に遮へい」とは？

次のような場合をいいます。

- 1 不燃性の収納箱に収納してある場合
- 2 安定した不燃性のつい立などで遮へいされている場合

安定した不燃性のつい立などで遮へいされている場合の設置例



- つい立の大きさは裸火の火炎及び熱等から火災予防上危険な物品又は可燃物を防火上有効に遮へいしていること。
- 火災予防上危険な物品や可燃物が地震等により荷崩れした場合に裸火まで届かないこと。

■ 整理番号 2-4 「入力」とは？

設備又は器具の最大の消費熱量をいいます。なお、「kcal/h」で表示されている場合は、1kwあたり860kcal/hに換算します。

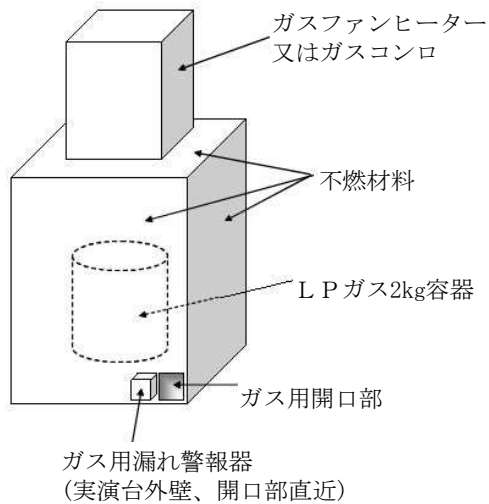
(例) $60,000\text{kcal/h} \div 860 \approx 70\text{kw}$

■ 整理番号 2-7、3-11 「簡易自動消火装置」とは？

簡易自動消火装置の設置基準は、条例第5条の2（ちゅう房設備）を準用します。自動消火装置は、フード、ダクト及びちゅう房設備火災用自動消火装置で、消火剤、放射ノズル、配管、感知器、警報器及びその附属設備により構成され、フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用自動消火装置の技術基準（一般財団法人日本消防設備安全センター評定基準）に適合するものをいいます。ただし、構造上、レンジ用簡易自動消火装置を設置できない場合は、天ぷら油消火用簡易装置（性能評定合格品）を設置することができます。

■ 整理番号 3-8 「不燃材料で区画した場合」とは？

下図に準じて不燃材料で区画（天板及び側面板4面）した場合はいいです。



具体例



■ 整理番号 3-9 「ガス総質量の合計を5キログラム未満とし、かつ、1容器あたり内容積を5リットル以下にする」とは？

充てん質量2キログラム、基準内容積4.8リットルの容器が該当します。

×持込不可



充てんガス量
全内容量
高さ

8kg
19ℓ
50cm

×持込不可



5kg
12ℓ
43cm

○持込可



2kg
4.8ℓ
30cm

■ その他 がん具用煙火（おもちゃ花火）について

百貨店等では、がん具用煙火を陳列販売することが想定されますが、火薬類又はがん具用煙火に係る規制は条例第33条においても規定されているため、適切に管理する必要があります。

	条例第28条（喫煙等）	条例第33条（がん具用煙火）
規制概要	がん具用煙火の持込み（販売）について規制しています。	がん具用煙火の貯蔵、取扱い方法等について規制しています。
規制対象	百貨店等の売場 （床面積の合計が1,000㎡以上のもの）	全ての場所
規制数量	5kg未満 （1つの認定単位当たりの総薬量） ※ 禁止行為解除は不要です。	総薬量ごとに「必要な措置」欄に掲げる措置をとる必要があります。
必要な措置等	<p>売場等に、1つの認定単位当たりの総薬量が5kg以上のがん具用煙火を<u>持ち込むことはできません。</u></p> <p>※ 禁止行為解除は申請できません。</p> 	<p>総薬量が5kg未満の場合 炎、火花又は高温体との接近及び直射日光を避けて、保管しなければなりません</p>
		<p>総薬量が5kg以上25kg以下の場合 炎、火花又は高温体との接近及び直射日光を避けると同時に、ふたのある不燃性の容器に入れ、又は防災処理を施した覆いをして、保管しなければなりません。 ※ 指定場所には持込めません。</p> <p>(例) ふたのある不燃性の容器</p> 
		<p>総薬量が25kgを超える場合 火薬類取締法によって規制されます。 ※ 指定場所には持込めません。</p>

3 屋内展示場における規制

3-1 用語の定義

■ 屋内展示場の展示部分

屋内展示場において、**展示部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの**をいいます。

■ 大規模屋内展示場の展示部分

屋内展示場において、**展示部分の床面積が3,000平方メートル以上のもの**をいいます。

3-2 禁止場所

屋内展示場においては、「**展示部分**」が禁止場所に指定されており、**喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持込みの全てが禁止されます。**

規制の対象となるのは、**展示部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの**です。

3-3 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）

解除認定を受けるためには、各禁止行為を行う理由・目的が、次の表の内容に該当していなければなりません。

禁止行為	適合	理由・目的
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は調理のため
	<input type="checkbox"/>	暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため
	<input type="checkbox"/>	【大規模屋内展示場の展示部分のみ】 裸火を使用しなければ展示効果が得られないため
火災予防上危険な物品の持込み	<input type="checkbox"/>	医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料、家庭用溶剤、工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類の販売又は展示のため
	<input type="checkbox"/>	実技体験、講習又は生業として、危険物又は可燃性固体類を使用した、皮革製品、がん具手芸品等の補修、製作又は加工等のため
	<input type="checkbox"/>	タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械の展示又は販売のため
	<input type="checkbox"/>	暖房器具又はガスこんろ本体の実演に必要な灯油又は液化石油ガスの消費のため
	<input type="checkbox"/>	販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため
	<input type="checkbox"/>	【大規模屋内展示場の展示部分のみ】 火災予防上危険な物品を持ち込まなければ展示効果が得られないため

3-4 火災予防上必要な措置

解除認定を受けるためには、火災予防上必要な措置を講じなければなりません。次の表の共通事項及び申請する行為に該当する事項を確認し、必要な措置を講じてください。

禁止行為	該当	整理番号	必要な措置
共通	<input type="checkbox"/>	1-1	防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。
	<input type="checkbox"/>	1-2	防火上必要な点検、整備又は清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。
	<input type="checkbox"/>	1-3	消火器具（能力単位の合計が2以上のものをいう。以下同じ。）が付加設置されていること。ただし、禁止行為が行われる場所から5メートル以内に消火器具が設置されていればこの限りでない。
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	2-1	裸火の使用は、出入口及び階段等並びに火災予防上危険な物品の持込み場所から5メートル以上離れていること。ただし、 <u>不燃材料によって防火上有効に遮へい</u> された場合は、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	2-2	火気使用設備の周囲2メートル以内に可燃物（当該場所で使用されているものを除く。）がある場合は、 <u>不燃材料によって防火上有効に遮へい</u> されていること。
	<input type="checkbox"/>	2-3	気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、ガス漏れ警報器を設置すること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を階（防火区画又は不燃区画されたものは当該区画とする。以下6において同じ。）ごとに合算したものが175キロワット以下であること。ただし、暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため使用する器具（液化石油ガス容器を持ち込んで使用するものに限る。）は、1個につき入力12キロワット以下とし、階ごとに合算したものが36キロワット以下であること。
	<input type="checkbox"/>	2-4	灯油を使用する暖房器具は、1個につき入力7キロワット以下とし、階ごとに合算したものが21キロワット以下であること。
	<input type="checkbox"/>	2-5	固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。
	<input type="checkbox"/>	2-6	危険物又は可燃性固体類等を煮沸して食料品加工を行う場合は、不燃性のフード及び排気用ダクトが屋外に通ずるよう設けられていること。ただし、臨時に行う場合においてレンジ用簡易自動消火装置が設けられるときは、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	2-7	火気使用場所を各階ごとに集中すること。

禁止行為	該当	整理番号	必要な措置
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	2-8	<p>【大規模屋内展示場の展示部分のみ】</p> <p>次の1～7までの条件を満たす場合は、気体燃料を使用する設備又は器具の入力の合計を175キロワット以上とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6メートル以上の避難通路で分割された区域ごとに機器の入力の合計を175キロワット以下とすること。 機器の付近にガス漏れ警報器を設置すること。 ガス配管は金属製とし、機器の直近まで延長するとともに、つまずき等の防止措置をすること。 ガス配管の継手は、ねじ接続、フランジ接続又は溶接すること。 ガス配管と機器を接続する場合には、金属可とう管、金属フレキシブルホース又は強化ガスホースを使用し、ガス栓はガス過流出防止装置（ヒューズコック）とすること。 機器に異常があった場合には、裸火の使用を容易に停止できる措置を講ずること。 監視及び使用後の点検体制が確保されていること。
	<input type="checkbox"/>	3-1	保管する場所は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れること。
	<input type="checkbox"/>	3-2	火災予防上危険な物品の持込み場所は、出入口及び階段等から3メートル以上離れていること。ただし、耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	3-3	火災予防上危険な物品の持込み場所は、火気使用場所から5メートル以上離れていること。ただし、不燃区画されたものは、この限りではない。
火災予防上危険な物品の持込み	<input type="checkbox"/>	3-4	<p>危険物については、指定数量の5分の1未満の数量とすること。ただし、容器等に密閉された危険物である商品を販売し、又は展示する場合は、認定単位内の算定数量の和を指定数量未満とすることができる。この場合、危険物が一箇所に指定数量の5分の1以上集積されることのないよう、3メートル以上離隔距離をとって配置すること。</p> <p>※ 同一商品を2以上の売場に置く場合は、当該商品を合算した和を指定数量の5分の1未満とすること。</p>
	<input type="checkbox"/>	3-5	可燃性固体類等又はマッチについては、条例別表第5に定める数量未満とすること。
	<input type="checkbox"/>	3-6	地震時における収納庫、ショーウィンドー、棚等の転落防止措置及び火災予防上危険な物品の落下防止措置がされていること。
	<input type="checkbox"/>	3-7	燃料タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械は、原則稼働させないこと。ただし、車両を停止した状態におけるエンジンの稼働等、展示を行う上で必要かつ安全上支障のない行為を行う場合にあっては、周囲に2メートル以上の空間が確保されていること。

禁止行為	該当	整理番号	必要な措置
火災予防上 危険な物品の 持込み	<input type="checkbox"/>	3-8	暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため持ち込む液化石油ガス容器を不燃材料で区画した場合並びに灯油を使用する暖房器具で火気使用場所（暖房器具又はガスこんろに限る。）から2メートル以上離れている場合は、火災予防上危険な物品の持込み場所から火気使用場所までの距離は5メートル以下とすることができる。
	<input type="checkbox"/>	3-9	暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため持ち込む液化石油ガス容器については、ガス総質量の合計を5キログラム未満とし、かつ、1容器あたり内容積を5リットル以下にするとともに、ガスホースは、外圧によりつぶれない構造で、外した場合には、ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。
	<input type="checkbox"/>	3-10	危険物、可燃性固体類等を煮沸して食料加工を行う場合は、火気使用場所（火気使用設備の据付場所及び火気使用設備を操作するのに必要な場所をいう。）は、耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったもの又は耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）の壁に面していること。ただし、臨時的に催物等で実演販売を行う場合又は不燃区画されたものは、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	3-11	危険物又は可燃性固体類等を煮沸して食料品加工を行う場合は、不燃性のフード及び排気用ダクトが屋外に通ずるよう設けられていること。ただし、臨時に行う場合においてレンジ用簡易自動消火装置が設けられるときは、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	3-12	可燃性ガス容器（高压法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量の合計が20キログラム以下とすること。
	<input type="checkbox"/>	3-13	がん具煙火は、箱入り又は袋入りとし、総葉量5キログラム未満とすること。
	<input type="checkbox"/>	3-14	<p>【大規模屋内展示場の展示部分のみ】</p> <p>次の1～3までの条件を満たす場合は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を持ち込むことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 有効幅員が6メートル以上の避難通路で分割された区域ごとに指定数量の5分の1未満とすること。 配管を使用する場合は金属管とし、継手はネジ、フランジ又は溶接のいずれかとすること。 公開中に燃料の補給を行わないこと。

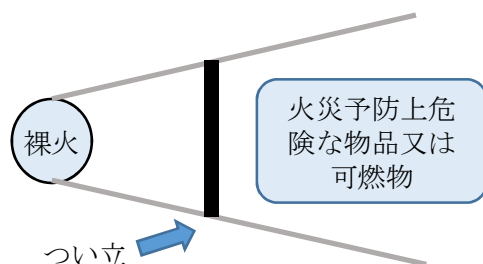
3-5 火災予防上必要な措置の詳細

■ 整理番号 2-1、2-2 「不燃材料によって防火上有効に遮へい」とは？

次のような場合をいいます。

- 1 不燃性の収納箱に収納してある場合
- 2 安定した不燃性のつい立などで遮へいされている場合

安定した不燃性のつい立などで遮へいされている場合の設置例



- つい立の大きさは裸火の火炎及び熱等から火災予防上危険な物品又は可燃物を防火上有効に遮へいしていること。
- 火災予防上危険な物品や可燃物が地震等により荷崩れした場合に裸火まで届かないこと。

■ 整理番号 3-7 「必要かつ安全上支障のない行為」とは？

車両を停止させた状態で、窓の開閉やライトの点灯等を行う行為です。ただし、走行については、原則として禁止行為解除をすることはできません。

※ 展示のみの場合は禁止行為解除の申請は不要ですが、エンジンを稼働させる場合は、禁止行為解除の申請が必要となります。

■ 整理番号 3-9 「ガス総質量の合計を5キログラム未満とし、かつ、1容器あたり内容積を5リットル以下にする」とは？

充てん質量2キログラム、基準内容積4.7リットルの容器が該当します。

4 地下街における規制

4-1 禁止場所

禁止場所と禁止される行為は次の表のとおりです。

禁止場所	禁止行為	喫煙	裸火の使用	火災予防上危険な物品の持込み
地下街	売場	×	×	
	展示部分	×	×	
	地下道	×	×	

4-2 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）

解除認定を受けるためには、禁止行為を行う理由・目的が、次の表の内容に適合していなければなりません。

禁止行為	適合	理由・目的
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は調理のため

4-3 火災予防上必要な措置

解除認定を受けるためには、火災予防上必要な措置を講じなければなりません。次の表の共通事項及び申請する行為に該当する事項を確認し、必要な措置を講じてください。

禁止行為	該当	整理番号	必要な措置
共通	<input type="checkbox"/>	1-1	防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。
	<input type="checkbox"/>	1-2	防火上必要な点検、整備又は清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。
	<input type="checkbox"/>	1-3	消火器具（能力単位の合計が2以上のものをいう。以下同じ。）が付加設置されていること。ただし、禁止行為が行われる場所から5メートル以内に消火器具が設置されている場合はこの限りでない。
裸火の使用	<input type="checkbox"/>	2-1	裸火の使用は、出入口及び階段等並びに火災予防上危険な物品の持込み場所から5メートル以上離れていること。ただし、 <u>不燃材料によって防火上有効に遮へい</u> された場合は、この限りでない。
	<input type="checkbox"/>	2-2	火気使用設備の周囲2メートル以内に可燃物（当該場所で使用されるものを除く。）がある場合は、 <u>不燃材料によって防火上有効に遮へい</u> されていること。
	<input type="checkbox"/>	2-3	気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、ガス漏れ警報器を設置すること。この場合にあっては、設備又は器具の入力を階（防火区画又は不燃区画されたものは当該区画とする。以下6において同じ。）ごとに合算したものが175キロワット以下であること。ただし、暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため使用する器具（液化石油ガス容器を持ち込んで使用するものに限る。）は、1個につき入力12キロワット以下とし、階ごとに合算したものが36キロワット以下であること。
	<input type="checkbox"/>	2-4	灯油を使用する暖房器具は、1個につき入力7キロワット以下とし、階ごとに合算したものが21キロワット以下であること。
	<input type="checkbox"/>	2-5	固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。
	<input type="checkbox"/>	2-6	火気使用場所又は火気使用設備が入場者又は利用者等の避難又は通行に支障が生ずるおそれがないこと。

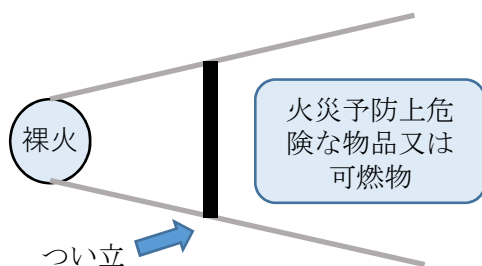
4-4 火災予防上必要な措置の詳細

■ 整理番号 2-1、2-2「不燃材料によって防火上有効に遮へい」とは？

次のような場合をいいます。

- 1 不燃性の収納箱に収納してある場合
- 2 安定した不燃性のつい立などで遮へいされている場合

安定した不燃性のつい立などで遮へいされている場合の設置例



- つい立の大きさは裸火の火炎及び熱等から火災予防上危険な物品又は可燃物を防火上有効に遮へいしていること。
- 火災予防上危険な物品や可燃物が地震等により荷崩れした場合に裸火まで届かないこと。

第3章 禁止行為の解除に関する申請・審査

P19「7 解除認定」を申請する場合には、この章の内容に従い申請を行ってください。

1 申請日

禁止行為を行おうとする日の**5日前**（名古屋市の休日を定める条例第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）までに申請を行ってください。

禁止行為の内容によっては、審査に時間を要する場合がありますので、ゆとりを持って申請いただくようお願いします。

P56 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第11

行おうとする行為が禁止行為に該当するか、禁止行為が解除認定の条件に適合しているかなど、疑問点がある場合には、事前に申請する事業所が存する区の消防署予防課にご相談ください。



2 申請に必要な書類

次に掲げる書類を2部ずつ用意してください。

- ▶ 禁止行為解除に関する申請書（次ページ参照）
- ▶ 自衛消防隊の編成表など、直ちに事故に対応できる体制を表す資料
- ▶ 図面（付近見取図、配置図、平面図、構造図（認定条件により構造規制を受けるものに限る。））

※ 配置図又は平面図には次の事項を赤色で記載してください。

- 1 喫煙所の場所（喫煙所を新たに設置する場合のみ）
- 2 禁止行為の解除を申請する場所
- 3 離隔距離（認定の条件に離隔距離が関係する場合のみ）
- 4 消火器の位置
- 5 その他必要事項

※ 複数の禁止行為を一括して申請する場合には、図面上に番号を付すなどして、それぞれの行為が照合できるよう調整してください。

- ▶ 火災予防上危険な物品の品名、数量、特性等を記入した資料（火災予防上危険な物品の持込みの場合のみ）

※ 成分等が不明確なものは、成分表・鑑定書等を添付してください。

- ▶ 火気使用設備・器具についてのパンフレット・仕様書等（必要に応じて）

P57 関係法令等「5 火災予防条例事務取扱要綱」第2

禁止行為解除に関する申請書の様式データは、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。ウェブサイトからダウンロードしていただくか、次ページをコピーしてご利用ください。



喫煙所の設置・喫煙
裸火の使用 禁止行為解除に関する申請書
危険物品の持込み

年 月 日			
(あて先) 名古屋市		消防署長	
申請者			
住所			
氏名			
電話 ()			
喫煙所の設置・喫煙 指定場所における裸火の使用をしたいので、火災予防条例第28条第1項 危険物品の持込み ただし書の規定による認定を申請します。			
防火 対象物	所在地		
	名称	業態	
認定を 申請す る行為	期間	年 月 日から	年 月 日まで
	理由		
	内容		
行為者	住所		
	職氏名		
認定を申請する行為をし ようとする場所の状況			
消防用設備等又は 特殊消防用設備等の概要			
その他必要な事項			
※ 認 定 条 件			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 認定を申請する行為をしようとする場所の詳細図及び当該場所付近の概要図（消防用設備等
 又は特殊消防用設備等の配置図を含む。）をこの申請書と併せて提出してください。
 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3 申請書の記載要領等

1 申請者

申請者は、禁止場所において禁止行為の解除認定を受けようとする方であり、一般的には禁止場所を有する建物の関係者となります。

なお、契約・委任等特異な事案については、次の事例を参考にし、適正な申請者が申請を行ってください。

(1) 貸ホール・貸催事場等の禁止場所において、主催者側が禁止行為を行う場合

原則、貸ホール等の禁止場所を有する建物の関係者となりますが、禁止行為を行うことについて当該建物の関係者と主催者側関係者との間に協議が成立しているときは、主催者側関係者を申請者とすることができます。ただし、この場合は、協議が成立している旨を明らかにした契約書・許可書・承諾書等の写しの添付が必要です。

(2) 百貨店等の売場において、独立したテナント関係者が禁止行為を行う場合

原則、テナント関係者が申請者となりますが、建物の関係者が申請者となり、とりまとめて申請することができます。

なお、禁止行為の解除承認にあたり、火災予防上危険な物品等の総量規制を受けるものについては、その旨を明らかにした書面を添付してください。

(3) 百貨店を含む複合用途の建物において、百貨店の売場で二以上の関係者が禁止行為を行う場合

原則、それぞれの関係者が申請者となりますが、防火対象物の関係者が申請者となり、とりまとめて申請することができます。

なお、禁止行為の解除認定にあたり、火災予防上危険な物品等の総量規制を受けるものについては、その旨を明らかにした書面を添付してください。

(4) 百貨店等の売場において、従属したテナント関係者が禁止行為をする場合

原則、防火対象物の関係者が申請者となります。

2 認定を申請する行為

(1) 期間は、禁止行為を行うために必要な最低限の期間としてください。最長で1年間となります。

(2) 理由は、P21からの「第2章 用途ごとの規制と解除認定の要件」における、「禁止行為を行う理由・目的」の中から適合するものを選択して記載してください。

3 行為者

行為者の欄には、禁止行為を直接行う方を記載してください。ただし、行為者が明確に判断できない場合は、禁止場所における責任者等を記載してください。

4 その他必要な事項

その他必要な事項の欄には、認定を受けるにあたり参考となる事項があれば記載してください。

5 認定条件（消防局が記載します）

禁止行為を解除認定する際に、火災予防上及び人命安全上から見て特に措置を必要とする
と消防局が判断した場合には、認定の条件とは別に、次のような条件を付加する場合があります。

- (1) 監視人又は警戒人の配置
- (2) 屋内消火栓ホースの延長と人員の配置
- (3) 防炎シート等による防火養生又は区画
- (4) 防護柵・ロープ等の設置
- (5) 位置・構造又は設備の強化
- (6) 火災予防上危険な物品等を保管する容器の指定 など

6 その他必要な事項

その他必要な事項の欄には、認定を受けるにあたり参考となる事項があれば記載してください。

4 審査・実地調査

申請後、申請書の内容を消防局が審査します。申請書又は関係図面に不備がある場合は、
訂正等を求める場合があります。

審査の結果、不備がなければ実地調査を行います。実地調査の結果不備がある場合は、申
請書類の修正又はレイアウト等の変更を求める場合があります。

5 申請書の保管

審査・実地検査の結果、禁止行為の解除認定が認められた場合には、申請書の認定証印を
押印し、一部お返しします。なお、消防局の立入検査等の際に、解除認定の状況を確認する
ため、お返しした申請書を確認させていただく場合があります。

P56 関係法令等「4 火災予防条例指導基準・別記」第12

認定後、申請の内容に次のような変更があった場合には、改めて解除認定の申請を行っ
てください。

- 申請者の変更
- 行為者の変更
- 火気を使用する設備等の変更
- 建物の禁止行為に関わる部分の区画等の変更
- 火災予防上危険な物品の種類・数量の変更



第4章 関係法令等

1 火災予防条例

第28条（喫煙等）

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席、百貨店の売場その他の火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所のうち消防局長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の消防局長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する旨の表示をしておかなければならない。

3 第1項の消防局長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識を設けることその他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸がら容器を備えた喫煙所を設けること及び喫煙所である旨の表示をすること。

4 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

5 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防署長が当該喫煙所の利用状況等から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

6 第1項の消防局長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

2 消防法等施行細則

第9条の2（危険物品の指定等）

条例第28条第1項の火災予防上危険な物品は、次の各号に掲げるもの（通常携帯する物品で少量のものを除く。）とする。

- (1) 法第2条第7項に規定する危険物
- (2) 危険物政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類
- (3) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具用煙火
- (5) マッチ

2 条例第28条第1項ただし書の規定による火災予防上支障がないことの認定を受けようとするときは、喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みをしようとする者（喫煙所における喫煙にあつては、喫煙所を設置しようとする者）が、関係図面を添えて、別記第4の様式による申請書2通を提出しなければならない。

第17条（標識等の表示）

条例に定める標識、掲示板その他の表示は、別表のとおりとする。

別表省略・・・・・・・・P10参照

別記様式省略・・・・・・・・P43参照

3 火災予防実施規程

第1条（喫煙等の禁止場所の指定）

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定により、消防局長が指定する場所は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2第3項第1号に規定する防火対象物のうち次に掲げる場所とする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台部

イ 観覧場の客席（屋外観覧場の客席を除く。）及び舞台部

ウ 公会堂又は集会場の客席及び舞台部

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台部

オ 百貨店（売場の床面積の合計が1,000平方メートル以上の小売店舗を含む。）の売場

カ 屋内展示場の展示部分

キ テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

(2) 喫煙し、又は裸火を使用してはならない場所

地下街の売場、展示部分及び地下道

(3) 火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（第1号アからウまでに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はダンスホールで公衆の出入りする部分

2 前項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に同項各号に掲げる場所の用途に供する場合について準用する。

第1条の2（喫煙所の設置免除の措置）

条例第28条第3項第1号及び同条第4項ただし書の規定により、消防局長が定める必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 喫煙が禁止されている旨の館内放送を必要に応じて実施すること。

(2) 入口等の見やすい箇所に喫煙を禁止する旨の表示（消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号。以下「細則」という。）第17条の禁煙表示）を行うこと。

(3) 定期的に館内の巡視を実施すること。

2 劇場等の防火管理者は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめその措置を消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第3条第1項の防火管理に係る消防計画に明示するものとする。

4 火災予防条例指導基準 (別記 喫煙等禁止行為の取扱い及び解除に関する認定基準)

第1 用語

この認定基準において使用する用語は、次のとおりとする。

- 1 喫煙等 条例第28条第1項本文の規定により禁止されている喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持ち込みをいう。
- 2 劇場等 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場をいう。ただし、住宅団地の集会場やコミュニティーセンター等、主に地域住民が利用するものを除く。
- 3 百貨店等 百貨店又は売場の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の小売店舗をいう。
- 4 キャバレー等 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店をいう。
- 5 テレビスタジオ テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分をいう。
- 6 屋内展示場の展示部分 屋内展示場において、展示部分の床面積の合計が 500平方メートル以上のものをいう。
- 7 大規模屋内展示場の展示部分 屋内展示場において、展示部分の床面積が 3,000平方メートル以上のものをいう。
- 8 認定単位 喫煙等禁止行為の解除認定に係る認定基準を適用する場所の範囲をいう。
- 9 禁止場所 火災予防実施規程（昭和37年名古屋市消防局告示第3号。以下「実施規程」という。）第1条第1項に規定するそれぞれの場所をいう。
- 10 階段等 階段室内、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。
- 11 出入口 公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。
- 12 防火区画 建基令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- 15 不燃区画 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床、及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（同法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で、常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。

第2 禁止場所の取扱い

- 1 劇場等の舞台部は次のとおりとする。

舞台、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室、楽屋、出演者控室等。ただし、前述した用途部分が舞台と耐火構造又は下地を不燃材料とした耐火構造以外の壁で区画され、開口部に防火戸が設けられている場合は、当該用途部分は規制の対象としない。
- 2 百貨店等の売場は次の部分とする。

物品販売の用に供するすべての部分をいう。ただし、次に掲げる部分を除く。

 - (1) 防火区画された公衆に飲食を提供する部分で、物品の販売宣伝等を伴わない部分
 - (2) 天井まで達する間仕切り壁及び扉により区画されている事務所、美容室、商品ストック場等
 - (3) 防火区画された食料加工販売店舗（200 平方メートル未満ごとに区画し、従業員のみが使用する部分に限る。）

第3 禁止行為の取扱い

- 1 喫煙
マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為をいう。ただし、条例第28条第3項第2号の規定による喫煙所での喫煙は、禁止行為に該当しない。

2 裸火の使用

- (1) 酸化反応を伴う赤熱部又はこれから発する炎が外部に露出しているものをいう。ただし、電気器具類であつても露出したアーク又は火花を発するもの及び外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、瞬時に着火のおそれがあるもの（発熱部の表面温度がおおむね400度以上）は裸火に該当する。
- (2) 発熱部が金網等を介し目視できるもので、可燃物が金網等に触れた場合着火するおそれがあるもの（電気ストーブ、魚焼器等）は裸火に該当する。
- (3) 電気器具類で、発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの（ホットプレート、ヘアードライヤー、オーブン等のように、発熱部が燃焼室、風道若しくは庫内に面しているもの）については裸火に該当しない。
- (4) 気体、液体又は固体燃料を熱源とする火気を使用する設備又は器具（以下「火気使用設備」という。）は、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型等）を除き裸火に該当する。

3 火災予防上危険な物品の持ち込み

消防法等施行細則（昭和37年規則第45号。以下「細則」という。）第9条の2第1項に掲げる火災予防上危険な物品を持ち込む行為をいう。

(1) 火災予防上危険な物品から除外されるもの

細則第9条の2第1項に規定する「通常携帯する物品で少量のもの」とは、身体の回りに所持するもので、ガスライター、マッチ、懐炉、マニキュア、携帯式スプレーの類をいう。

(2) 火災予防上危険な物品の持ち込みに該当しない行為

次に掲げる行為は、火災予防上危険な物品の持ち込みに該当しないものとする。

ア 百貨店等の売場において、次に掲げるものを常設的に販売する行為

(7) 危険物（危険物を含有する化粧品等を含む。）で容器に密閉されたもの（1つの認定単位当たりの数量が、危令別表第3に定める指定数量の5分1未満に限る。）

(イ) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（1つの認定単位当たりの数量が、条例別表第5に定める数量未満に限る。）

(ロ) エアゾール製品

(エ) 可燃性ガスで高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「高圧令」という。）第2条第3項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用が除外される液化ガスで次に掲げるもの

a ガスライター

b ガスライターの補充用ガス容器

c エアゾール製品を除いた容器入りの可燃性ガス（1つの認定単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラム以下に限る。）

(オ) がん具用煙火で「SFマーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する）「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示」の付されているもの（1つの認定当たりの総薬量が5キログラム未満に限る。）

イ 車両等を展示する行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）

ウ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品又は美術品等を持ち込む行為

エ 動植物油類を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為

オ 日常の清掃用にクリーナー等の火災予防上危険な物品を使用する行為

カ 日常の手指消毒用に法別表第1に定める第4類アルコール類の危険物（最大容積が500ミリリットル以下の容器に収納にするものに限る。）を使用する行為

キ 潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込む行為

第4 条例第28条第2項に規定する標識の表示

喫煙等を禁止する旨の表示をする箇所は、次によること。

1 禁煙の表示

- (1) 実施規程第1条第1項第1号アからエまでに掲げる舞台部及び同号キに掲げる撮影用セットを設ける部分にあつては、当該場所の出入口の見やすい位置
- (2) 実施規程第1条第1項第1号アからウまでに掲げる客席にあつては、舞台の側壁、柱等で客席のすべての部分から見やすい位置。ただし、観覧場の中央部で競技、ショー等が行われるものの客席にあつては、その規模、形態に応じた見やすい位置
- (3) 実施規程第1条第1項第1号オに掲げる売場にあつては、当該売場の出入口、階段、エレベーター、エスカレーター等の昇降口付近その他公衆の見やすい位置
- (4) 実施規程第1条第1項第1号カに掲げる展示部分にあつては、出入口及びその他展示場の規模、形態に応じた見やすい位置
- (5) 実施規程第1条第1項第2号に掲げる地下街にあつては、当該地下街の出入口及びその他地下街の規模、形態に応じた見やすい位置

2 火気厳禁の表示

- (1) 実施規程第1条第1項第1号アからエまでに掲げる舞台部並びに同号キに掲げる撮影用セットを設ける部分にあつては、当該場所の出入口の見やすい位置
- (2) 実施規程第1条第1項第1号アからウに掲げる客席、同号オに掲げる売場並びに同号カに掲げる展示部分にあつては、当該場所の出入口の見やすい位置
- (3) 実施規程第1条第1項第2号に掲げる地下街にあつては、当該地下街の出入口及びその他地下街の規模、形態に応じた見やすい位置

3 危険物品の持込み厳禁の表示

実施規程第1条第1項第1号及び第3号に掲げる場所にあつては、当該場所又は防火対象物の出入口等から見やすい位置

第5 喫煙所の設置

1 条例第28条第3項第2号に規定する喫煙所とは次によること。

- (1) 喫煙所に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）とすること。
- (2) 床の仕上げは、可燃性の材料以外のものとすること。
- (3) 喫煙所には、喫煙に必要なもの以外は設置しないこと。

2 条例第28条第3項第2号に規定する適当な数の吸いながら容器は、不燃性で容易に転倒しないものとすること。

3 条例第28条第5項に規定する喫煙所の利用状況等は次のことをいう。

一部の階において全面的に喫煙が禁止されていること等をいう。

第6 条例第28条の運用基準

- 1 本条は、不特定多数の者が収容され又は利用している公開時間内又は営業時間内に限り適用する。
- 2 屋根がある野球場、競馬場又は競技場等の施設で1面以上が開放されているものは、屋外の観覧場とし、本条は適用しない。
- 3 劇場等の客席での宗教的行事、儀式（修了式、卒業式等）又は社交的行事（ディナーパーティー、結婚式の披露宴等）における社会通念上これを禁止することができないと認められる喫煙又は裸火の使用は、本条に規定する禁止行為に該当しないものとする。

第7 火災予防実施規程の解釈

実施規程第1条第2項において同条第1項を準用する防火対象物は、体育館、講堂、倉庫、神社、教会等をいう。

第8 認定単位の取扱い

禁止場所ごとを1つの認定単位とする。ただし、火災予防上危険な物品の持ち込み量、火気使用設備の熱源入力値に係る措置については、階、防火区画又は不燃区画（不燃区画にあっては、熱源入力値に限る。）されたその部分ごとに適用する。

第9 解除認定

1 解除認定のための条件

消防署長は、申請内容が次に掲げる事項すべてに該当する場合は、条例第28条第1項に規定する禁止行為の解除ができるものとする。

- (1) 解除の申請に係る喫煙等禁止行為の態様、禁止場所の位置及び構造、火気を使用する設備及び器具、火災予防上危険な物品を収納するための容器等が法令その他防火に関する規定に適合していること。
- (2) 申請者の解除の申請に係る禁止行為を行う理由・目的が、他の方法又は他の場所では十分な目的を達せられないと認められ、かつ、禁止行為及び禁止場所ごとに第9・3に掲げる理由・目的に該当すること。
- (3) 消防署長が火災予防上支障がないと認めるため、禁止行為及び禁止場所ごとに第9・4に掲げる火災予防上必要な措置を行っていること。

2 百貨店等の売場に持ち込むことができない火災予防上危険な物品

- (1) 高圧令第2条第3項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用が除外される液化ガスで1つの認定単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラムを超えるエアゾール製品を除いた容器入りの可燃性ガス
- (2) 1つの認定単位当たりの総重量が5キログラム以上のがん具用煙火

3 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）

禁止行為	禁 止 場 所	理由・目的
喫煙	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	演劇等における表現上不可欠な演技のため
裸火の使用	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 演劇等における演出のため 2 演劇の公開リハーサル等のため 3 テレビスタジオにおける料理番組等の制作のため
	百貨店等の売場又は屋内展示場の展示部分	1 販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため 2 暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため
	大規模屋内展示場の展示部分	前欄の規定を準用するほか、裸火を使用しなければ展示効果が得られないため
火災予防上危険な物品の持ち込み	地下街の売場又は展示部分	販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため
	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 演劇等における演出のため 2 演劇の公開リハーサル等のため 3 テレビスタジオにおける料理番組等の制作のため
	百貨店等の売場又は屋内展示場の展示部分	1 医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料、家庭用溶剤、工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類の販売又は展示のため 2 実技体験、講習又は生業として、危険物又は可燃性固体類を使用した、皮革製品、がん具手芸品等の補修、製作又は加工等のため 3 タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械の展示又は販売のため 4 暖房器具又はガスこんろ本体の実演に必要な灯油又は液化石油ガスの消費のため 5 販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため
	大規模屋内展示場の展示部分	前欄の規定を準用するほか、火災予防上危険な物品を持ち込まなければ、展示効果が得られないため

4 火災予防上必要な措置

(1) 「喫煙」、「裸火の使用」及び「火災予防上危険な物品の持ち込み」の共通事項

ア 防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。

イ 防火上必要な点検、整理又は清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。

ウ 消火器具（能力単位の合計が2以上のものをいう。以下同じ。）が付加設置されていること。ただし、禁止行為が行われる場所から5メートル以内に消火器具が設置されている場合はこの限りでない。

(2) 喫煙

禁 止 場 所	必 要 な 措 置
劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 舞台部には、吸がら容器（水が入ったものに限る。以下同じ。）が設けられていること。 2 火災予防上危険な物品の持ち込みがされていないこと。 3 不用な可燃物と離隔されていること。

(3) 裸火の使用

禁 止 場 所	必 要 な 措 置
劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 煙火を消費する場合は、次によること。 (1) 煙火は固定して消費すること。 (2) 飛散した火花が燃えつきるものであること。 (3) 火花の飛散範囲は、2メートル以内であること。 (4) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートルの床面は防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 (5) 火花の飛散範囲から6メートル（安全措置を講じた花道等で煙火を消費する場合は4メートル）以内に観客がいないこと。 2 チタン合金粉末を用いて火花を噴出させる演出用機器（使用される混合粉末が非危険物であるものに限る。）を使用する場合は、前項(1)及び(2)を準用するほか、次によること。 (1) 火花の飛散範囲は、最大となる高さが5メートル以内であること。 (2) 火花の飛散範囲内の床面は防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 (3) 火花の飛散範囲から1メートル以内に観客がいないこと。 3 炎が著しく伸長し、又は拡大しないこと。 4 気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、容易に補給路を遮断できる構造であること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を階（防火区画されるものにあつては、当該防火区画とする。以下5において同じ。）ごとに合算したものが175キロワット以下であること。 5 固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。 6 裸火の付近に不用な可燃物を置かないこと。
百貨店等の売場	1 火気使用場所（火気使用設備の据付場所及び火気使用設備を操作するのに必要な場所をいう。）は、耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたもの又は耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）の壁に面していること。ただし、臨時的に催物等で実演販売を行う場合又は不燃区画されたものは、この限りでない。 2 裸火の使用は、出入口及び階段等並びに火災予防上危険な物品の持ち込み場所から5メートル以上離れていること。ただし、不燃材料によって防火上有効に遮へいされた場合は、この限りでない。 3 火気使用設備の周囲2メートル以内に可燃物（当該場所で使用されるものを除く。）がある場合は、不燃材料によって防火上有効に遮へいされていること。

百貨店等の売場	<p>4 気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、ガス漏れ警報器を設置すること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を階（防火区画又は不燃区画されたものは当該区画とする。以下6において同じ。）ごとに合算したものが 175 キロワット以下であること。ただし、暖房器具又はガスコンロ本体の実演のため使用する器具（液化石油ガス容器を持ち込んで使用するものに限る。）は、1個につき入力12キロワット以下とし、階ごとに合算したものが36キロワット以下であること。</p> <p>5 灯油を使用する暖房器具は、1個につき入力7キロワット以下とし、階ごとに合算したものが21キロワット以下であること。</p> <p>6 固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。</p> <p>7 危険物又は可燃性固体類等を煮沸して食料品加工を行う場合は、不燃性のフード及び排気用ダクトが屋外に通ずるよう設けられていること。ただし、臨時に行う場合においてレンジ用簡易自動消火装置が設けられるときは、この限りでない。</p>
屋内展示場の展示部分	前欄2～7の規定を準用するほか、火気使用場所を各階ごとに集中すること。
大規模屋内展示場の展示部分	<p>1 百貨店等の売場の項2～7の規定を準用するほか、火気使用場所を各階ごとに集中すること。</p> <p>2 次の（1）～（7）までの条件を満たす場合は、気体燃料を使用する設備又は器具の入力の合計を 175 キロワット以上とすることができる。</p> <p>（1）6メートル以上の避難通路で分割された区域ごとに機器の入力の合計を 175キロワット以下とすること。</p> <p>（2）機器の付近にガス漏れ警報器を設置すること。</p> <p>（3）ガス配管は金属製とし、機器の直近まで延長するとともに、つまずき等の防止措置をすること。</p> <p>（4）ガス配管の継手は、ねじ接続、フランジ接続又は溶接すること。</p> <p>（5）ガス配管と機器を接続する場合には、金属可とう管、金属フレキシブルホース又は強化ガスホースを使用し、ガス栓はガス過流出防止装置（ヒューズコック）とすること。</p> <p>（6）機器に異常があった場合には、裸火の使用を容易に停止できる措置を講ずること。</p> <p>（7）監視及び使用後の点検体制が確保されていること。</p>
地下街の売場又は展示部分	百貨店等の売場欄2～6の規定を準用するほか、火気使用場所又は火気使用設備が入場者又は利用者等の避難又は通行に支障が生ずるおそれがないこと。

(4) 火災予防上危険な物品の持ち込み

ア 個別事項

禁止場所	必要な措置
劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	<p>1 保管する場合は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れること。</p> <p>2 火災予防上危険な物品の持ち込み場所は、出入口及び階段等から3メートル以上離れていること。ただし、耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>3 火災予防上危険な物品の持ち込み場所は、火気使用場所から5メートル以上離れていること。ただし、前表中の百貨店等の売場の項・1による区画された火気使用場所にあつては、この限りでない。</p> <p>4 危険物については、指定数量の5分の1未満の数量とすること。</p> <p>5 可燃性固体類等又はマッチについては、条例別表第5に定める数量未満の数量とすること。</p> <p>6 濃煙又は濃霧を出す器具で、引火性物品を使用するものは、引火に対して保安距離を十分確保させるとともに、濃煙又は濃霧が霧散するまでは裸火を使用しないこと。</p>

劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	<p>7 火薬、爆薬の消費については、1公演の使用につき次の個数以下であること。 0.1グラム以下のもは50個 0.1グラムを超え、15グラム以下のもは10個</p> <p>8 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量の合計が5キログラム未満であること。</p>
百貨店等の売場	<p>前欄1～5を準用するほか、次によること。</p> <p>1 地震時における収納庫、ショーウィンドー、棚等の転落防止措置及び火災予防上危険な物品の落下防止措置がされていること。</p> <p>2 燃料タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械は、原則稼働させないこと。ただし、車両を停止した状態におけるエンジンの稼働等、展示を行う上で必要かつ安全上支障のない行為を行う場合にあっては、周囲に2メートル以上の空間が確保されていること。</p> <p>3 暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため持ち込む液化石油ガス容器を不燃材料で区画した場合、並びに、灯油を使用する暖房器具で火気使用場所（暖房器具又はガスこんろに限る。）から2メートル以上離れている場合は、前欄3前段の規定によらないことができるものとする。</p> <p>4 暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため持ち込む液化石油ガス容器については、ガス総質量の合計を5キログラム未満とし、かつ、1容器あたり内容積を5リットル以下にするとともに、ガスホースは、外圧によりつぶれない構造で、外した場合には、ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。</p> <p>5 危険物、可燃性固体類等を煮沸して食料加工を行う場合は、(3)裸火の使用の表・百貨店等の売場の項1及び7の規定を準用すること。</p>
屋内展示場の展示部分	<p>前欄を準用するほか、次によること。</p> <p>1 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量の合計が20キログラム以下とすること。</p> <p>2 がん具用煙火は、箱入り又は袋入りとし、総質量5キログラム未満とすること。</p>
大規模屋内展示場の展示部分	<p>1 前欄を準用すること。</p> <p>2 次の(1)～(3)までの条件を満たす場合は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を持ち込むことができるものとする。</p> <p>(1) 有効幅員が6メートル以上の避難通路で分割された区域ごとに指定数量の5分の1未満とすること。</p> <p>(2) 配管を使用する場合は金属管とし、継手はネジ、フランジ又は溶接のいずれかとすること。</p> <p>(3) 公開中に燃料の補給を行わないこと。</p>

イ 算定事項

前アのうち次に掲げるものにあつては、それぞれに定める方法により算定するものとする。

(ア) 危険物、可燃性固体類等又はマッチの算定は、建物全体の算定数量の和が、危険物にあつては指定数量未満、可燃性固体類等又はマッチにあつては条例別表第5に掲げる数量未満であること。

(イ) 百貨店等の売場又は屋内展示場の展示部分において、容器等に密栓された危険物である商品（同一の商品又は展示品を除く。）を販売し、又は展示する場合は、指定数量の5分の1以上とすることができる。この場合において、商品の各集積単位は、5分の1未満であること。

なお、集積単位の離隔距離が3メートル以内にあるものは、1の集積単位として取扱う。

第10 認定期間

禁止行為の解除の認定期間は、1年とする。ただし、申請期間が1年未満のものにあつては、消防署長が認める期間とする。

また、百貨店等の食料加工販売店舗における火気使用設備及び火気使用場所等、認定を申請する行為の内容に変更のないものについては、申請の手続きを省略させ解除認定を継続することができる。

第11 申請及び認定手続

- 1 同一の防火対象物で複数の禁止行為が同じ期間内にある場合には、一括して申請及び認定することができる。
- 2 申請をしようとする防火対象物内に現に認定を受けている場所があるときは、申請書の写し等を添付させるものとする。
- 3 申請は、禁止行為を行おうとする日の5日前（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）までに申請するよう指導するものとする。

第12 認定済証の表示

認定を受けたものについては、認定済であることを明らかにするため次の図による認定済証を認定場所の見やすい位置に表示させること。ただし、認定証印を押印した申請書及び認定済証を保管しておくことで、認定済証を表示しないことができる。

喫煙等禁止行為解除認定済	
	
○ ○ 消 防 署	
認 定 日	
認 定 番 号	認定第 号
解除される行為	<input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 裸火の使用 <input type="checkbox"/> 火災予防上危険な物品の持ち込み
認 定 期 間	
備 考	

注1 地は白色、文字は黒色とする。

2 この様式の大きさは、日本産業規格A4とする。

第13 その他

- 1 この認定基準により処理しがたい内容の申請があった場合は、その都度予防部予防課長に協議すること。
- 2 この認定基準のほか、喫煙等禁止行為の解除について必要な事項は、予防部予防課長が別に定める。

5 火災予防条例事務取扱要綱

第2 喫煙所の設置並びに喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込み（以下「喫煙等」という。）の禁止行為解除に関する認定の申請

- 1 消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）第9条の2第2項に基づく申請書を受理したときは消防署予防課において、書類審査及び実地調査を行い、火災予防条例指導基準（昭和51年甲令第1号。以下「指導基準」という。）別記に定める喫煙等禁止行為の取扱い及び解除に関する認定基準に適合すると認められるときは、喫煙所の設置及び喫煙等禁止行為の解除を認定すること。
- 2 認定しようとするときは、情報処理システム管理運営規程（平成24年名古屋市消防局訓令第10号）別表に定める消防情報システム（以下「消防情報システム」という。）により必要なデータの入力を行ったうえ、申請書の経過欄に名古屋市消防局公印規程（昭和36年名古屋市消防局訓令第6号）による認定証印を押し、1部を申請者に返戻するとともに、指導基準別記・第12に規定する当該認定済証を作成し、申請者に交付すること。
- 3 申請書に添付する関係図面は、次のとおりとする。
 - (1) 図面は、付近見取図、配置図又は平面図及び構造図（認定条件により構造規制を受けるものに限る。）とすること。
 - (2) 配置図又は平面図には、喫煙所を設置する場所及び喫煙等禁止行為の解除の申請に係る場所、認定条件の離隔距離及び消火器の位置その他必要事項を朱記すること。ただし、火災予防上危険な物品の持込みにあつては、当該物品の品名、数量等を記入した一覧表を添付させること。
- 4 申請書は、「喫煙等認定関係書類」につづり込み処理すること。

第5章 参考資料

1 火災予防上危険な物品

1-1 危険物

1 危険物の範囲（消防法 別表第一）

種別	性質	品名
第一類	酸化性固体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 塩素酸塩類 2. 過塩素酸塩類 3. 無機過酸化物 4. 亜塩素酸塩類 5. 臭素酸塩類 6. 硝酸塩類 7. よう素酸塩類 8. 過マンガン酸塩類 9. 重クロム酸塩類 10. その他のもので政令で定めるもの 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 硫化りん 2. 赤りん 3. 硫黄 4. 鉄粉 5. 金属粉 6. マグネシウム 7. その他のもので政令で定めるもの 8. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9. 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	<ol style="list-style-type: none"> 1. カリウム 2. ナトリウム 3. アルキルアルミニウム 4. アルキルリチウム 5. 黄りん 6. アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 7. 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 8. 金属の水素化物 9. 金属のりん化物 10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11. その他のもので政令で定めるもの 12. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特殊引火物 2. 第一石油類 3. アルコール類 4. 第二石油類 5. 第三石油類 6. 第四石油類 7. 動植物油類

第五類	自己反応性物質	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有機過酸化物 2. 硝酸エステル類 3. ニトロ化合物 4. ニトロソ化合物 5. アゾ化合物 6. ジアゾ化合物 7. ヒドラジンの誘導体 8. ヒドロキシルアミン 9. ヒドロキシルアミン塩類 10. その他のもので政令で定めるもの 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過塩素酸 2. 過酸化水素 3. 硝酸 4. その他のもので政令で定めるもの 5. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

1. 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を超え40度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
2. 可燃性固体とは、固体であって、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
3. 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
4. 硫化リン、赤リン、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規程する性状を示すものとみなす。
5. 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
6. マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
7. 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が40度未満のものをいう。
8. 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
9. カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
10. 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物類にあつては、一気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
11. 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。
12. 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が21度未満のものをいう。
13. アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
14. 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
15. 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

16. 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
17. 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
18. 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
19. 第五類の項第十一号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するものうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
20. 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
21. この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

2 危険物の指定数量（危険物の規則に関する政令 別表第三）

類 別	品 名	性 質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	キログラム 50
		第二種酸化性固体	300
		第三種酸化性固体	1,000
第二類	硫化りん		キログラム 100
	赤りん		100
	硫黄		100
		第一種可燃性固体	100
	鉄粉		500
		第二種可燃性固体	500
	引火性固体		1,000
第三類	カリウム		キログラム 10
	ナトリウム		10
	アルキルアルミニウム		10
	アルキルリチウム		10
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10
	黄りん		20
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300
第四類	特殊引火物		リットル 50
	第一石油類	非水溶性液体	200
		水溶性液体	400
	アルコール類		400
	第二石油類	非水溶性液体	1,000
		水溶性液体	2,000
	第三石油類	非水溶性液体	2,000
		水溶性液体	4,000
第四石油類		6,000	
動植物油類		10,000	
第五類		第一種自己反応性物質	キログラム 10
		第二種自己反応性物質	100
第六類			キログラム 300

概
要

劇
場
等

百
貨
店
等

屋
内
展
示
場

地
下
街

解
除
認
定
申
請

関
係
法
令
等

参
考
資
料

備考

1. 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
 - イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第一条の三第二項の燃焼試験において同項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第六項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が五十パーセント以上であること。
 - ロ 第一条の三第一項に規定する大量燃焼試験において同条第三項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第七項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
2. 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体以外のものであることをいう。
 - イ 第一条の三第一項に規定する燃焼試験において同条第二項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第五項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が五十パーセント以上であること。
 - ロ 前号ロに掲げる性状
3. 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸化性固体以外のものであることをいう。
4. 第一種可燃性固体とは、第一条の四第二項の小ガス炎着火試験において試験物品が三秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。
5. 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。
6. 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
7. 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
8. 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
9. 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
10. 水溶性液体とは、一気圧において、温度二〇度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
11. 第一種自己反応性物質とは、孔径が九ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第一条の七第五項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
12. 第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。

1-2 可燃性固体・可燃性液体・マッチ（火災予防条例 別表第五）

品 名		指定数量
綿花類		キログラム 200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
再生資源燃料		1,000
可燃性固体類		3,000
石炭・木炭類		10,000
可燃性液体類		立法メートル 2
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	キログラム 3,000
マッチ		200

備 考

- 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 可燃性固体類とは、固体で、次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次の(2)、(3)又は(4)のいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - 引火点が40度以上100度未満のもの
 - 引火点が70度以上100度未満のもの
 - 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - 引火点が、200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

概要

劇場等

百貨店等

屋内展示場

地下街

解除認定申請

関係法令等

参考資料

1-3 火薬類

1 火薬類の範囲（火薬類取締法 第2条第1項）

この法律において「火薬類」とは、下に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

1 火薬

- イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬
- ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬
- ハ その他イ又はロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて経済産業省令で定めるもの

2 爆薬

- イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬
- ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬
- ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル
- ニ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬
- ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を3以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬
- ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬
- ト その他イからへまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であつて経済産業省令で定めるもの

3 火工品

- イ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
- ロ 実包及び空砲
- ハ 信管及び火管
- ニ 導爆線、導火線及び電気導火線
- ホ 信号焰管及び信号火せん
- ヘ 煙火その他前2号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品（経済産業省令で定めるものを除く。）

2 がん具煙火の範囲（火薬類取締法 第2条第2項）

この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であつて経済産業省令で定めるものをいう。

3 消費（火薬類取締法 第25条第1項）

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

概要

劇場等

百貨店等

屋内展示場

地下街

解除認定申請

関係法令等

参考資料

4 無許可消費数量（火薬類取締法施行細則 第49条第4号）

法第25条第1項ただし書きの規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

4 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径14センチメートル以下の球状の打揚煙火75個以下（直径6センチメートルを超えるものの個数が25個以下であって、直径10センチメートルを超えるものの個数が10個以下である場合に限る。）、仕掛煙火に使用する炎管200個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬1グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火（マッチの側葉又は頭葉との摩擦によつて発火するものを除く。）300個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が30本以下のものに限る。）であつてその1本が火薬1グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火300個以下又は競技用紙雷管無制限

4の2 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬50グラム以下の煙火85個以下（その原料をなす火薬又は爆薬15グラムを超えるものの個数が35個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬30グラムを超えるものの個数が5個以下である場合に限る。）又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火無制限

概要

劇場等

百貨店等

屋内展示場

地下街

解除認定申請

関係法令等

参考資料

1-4 可燃性ガス

1 可燃性ガスの範囲（一般高圧ガス保安規則 第2条第1項第1号）

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス

アクリロニエトル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン1234 y f 及びフルオロオレフィン1234 z e を除く。）

イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が10パーセント以下のもの

ロ 爆発限界の上限と下限の差が20パーセント以上のもの

2 適用除外（高圧ガス保安法第3条第1項第8号）

ハ その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであつて、政令で定めるもの

2 適用除外（高圧ガス保安法施行令第2条第3項）

3 法第3条第1項第8号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

一～七 （略）

八 内容積10以下の容器内における液化ガスであつて、温度35度において圧力0.8メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）である場合にあっては、2.1メガパスカル）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

概要

劇場等

百貨店等

屋内展示場

地下街

解除認定申請

関係法令等

参考資料

2 建築材料・建築構造

1 不燃材料（建築基準法 第2条第9号）

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

2 準不燃材料（建築基準法施行令 第1条第5号）

建築材料のうち、通常の火災による熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第1号及び第2号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

3 耐火構造（建築基準法 第2条第7号）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

4 準耐火構造（建築基準法 第2条第7号の2）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第9号の3口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

5 耐火性能に関する技術的基準（建築基準法施行令 第107条）

法第2条第7号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分		建築物の階		
		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1時間	2時間	2時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1時間	2時間	2時間
	柱	1時間	2時間	3時間
	床	1時間	2時間	2時間
	はり	1時間	2時間	3時間
	屋根	30分間		
	階段	30分間		

一 この表において第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。

三 この表における階数の算定については、第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

- 二 壁及び床にあつては、これらの通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、30分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては30分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

6 防火戸その他の防火設備（建築基準法 第2条第9号の2ロ）

その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

7 防火戸その他の防火設備（建築基準法施行令 第109条第1項）

法第2条第9号の2ロ、法第12条第1項、法第21条第2項第2号、法第27条第1項（法第87条第3項において準用する場合を含む。第110条から第110条の5までにおいて同じ。）、法第53条第3項第1号イ及び法第61条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

8 遮炎性能に関する技術的基準（建築基準法施行令 第109条の2）

法第2条第9号の2ロの政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

9 防火区画（建築基準法施行令 第112条）

主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第136条の2第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が1,500平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1,500平方メートル以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第109条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第14項において同じ。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2～19 （略）

- 20 給水管、配電管その他の管が第1項、第4項から第6項まで若しくは第18項の規定による1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第7項若しくは第10項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第11項本文若しくは第16項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書きのひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他不燃材料で埋めなければならない。
- 21 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第2条第9号の2ロに規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号ロに規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。
- 一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。
 - 二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

市内の消防署のご案内



行おうとする行為が禁止行為に該当するのか？申請を行おうとする禁止行為が解除認定の条件に適合しているのか？など、禁止行為に関するお問い合わせは、当該行為を行おうとする事業所が存する区の消防署予防課にご連絡ください。

消防署	所在地	電話番号
千種消防署	千種区希望ヶ丘2丁目6番21号	052-764-0119
東消防署	東区筒井一丁目8番30号	052-935-0119
北消防署	北区荻野通2丁目1番地	052-981-0119
西消防署	西区児玉二丁目25番22号	052-521-0119
中村消防署	中村区大宮町1丁目53番地	052-481-0119
中消防署	中区栄一丁目23番13号	052-231-0119
昭和消防署	昭和区御器所通2丁目16番地の1	052-841-0119
瑞穂消防署	瑞穂区北原町3丁目17番地	052-852-0119
熱田消防署	熱田区高蔵町4番9号	052-671-0119
中川消防署	中川区高畑一丁目224番地	052-363-0119
港消防署	港区千鳥一丁目11番19号	052-661-0119
南消防署	南区桜本町24番地	052-825-0119
守山消防署	守山区西新11番8号	052-791-0119
緑消防署	緑区滝ノ水四丁目2007番地	052-896-0119
名東消防署	名東区野間町40番地	052-703-0119
天白消防署	天白区原五丁目2506番地	052-801-0119